

独占禁止法に関する相談事例集（令和7年度）

令和8年6月

公正取引委員会

目次

第1 はじめに	1
1 「独占禁止法に関する相談事例集」について	1
2 公正取引委員会ウェブサイト上に掲載している相談事例集関係の情報について	1

第2 相談事例	2
<事業者の活動に関する相談>	2

相談事例1 輸送用機械の製造販売業者が燃料の小売業者に値引き原資の提供を行い、 値引き効果を検証する取組【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に 関する相談】	2
---	---

輸送用機械製造販売業者が、グリーン社会の実現に有用な輸送用機械の普及を目的として、当該輸送用機械に用いられる温室効果ガスの排出量削減に有効な燃料を販売する小売業者に対し、当該燃料の小売価格を値引きするための原資を提供し、値引きの効果を検証する実証プロジェクトを実施する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例2 農産物を原料とする商品の製造販売業者による再生農業の実証実験に係る 参加希望者のマッチング及び得られた成果物に係る情報共有【グリーン社会 の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】	7
--	---

農産物を原料とする商品の製造販売業者約10社が、温室効果ガスの排出量削減等を目的として、共同して再生農業の実証実験を行うに当たり、当該実証実験に係る実施希望地及び生産を希望する農産物名を外部機関に報告し、当該外部機関が、これらの情報を集約して希望実施地・希望農産物が合致する事業者を実証実験のチームとしてマッチングさせ、そのマッチング結果を全参加事業者に共有し、得られた成果物について、実証実験に参加する事業者間で共有すること及び実証実験に参加しなかった事業者に対しては合理的な対価により共有する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例3 金属素材の製造販売業者による海外からの原料の共同調達	13
--	----

金属素材の製造販売業者4社が、海外からの輸入に依存している鉱物資源（金属素材の原料）の安定供給の確保・サプライチェーン（供給網）の強靱化を目的として、共同して、これまで輸入したことのない国から新たに鉱物資源（金属素材の原料）の調達を行う取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例 4 医療用医薬品製造販売業者が製造販売を終了する予定の医療用医薬品の代替品の供給を確保するため情報共有を行う取組..... 17

医療用医薬品製造販売業者が、製造販売を終了する予定の医療用医薬品について、関係省庁の通知に基づき、他の医療用医薬品製造販売業者に対し、代替品の供給の確保に向けた要請及び情報共有を行う取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

<事業者団体の活動に関する相談>..... 23

相談事例 5 事業者団体が価格設定の一般的な方法を会員に紹介する取組..... 23

金属素材の製造販売業者等を会員とする団体が、会員が行うコスト上昇分の価格転嫁を支援することを目的として、原料費の増減と連動する価格設定の一般的な方法を会員に紹介する取組について、具体的な数値を含める等の方法により、会員の価格等重要な競争手段の具体的な内容について共通の目安を与えるものではなく、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例 6 商品の安全性について、事業者団体が自主認証を行い、推奨マークを付与する取組..... 27

事業者団体が、希望する会員を対象に、当該会員が販売する商品の安全性能を認証し、一般消費者に推奨するマークを付与する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

相談事例 7 燃料の製造販売業者を会員とする団体が主導する、温室効果ガスの排出量削減に寄与する新たな輸送用機械向け燃料の先行導入のために行われる、当該燃料の共同生産等の実施【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】..... 32

燃料の製造販売業者を会員とする団体が、温室効果ガスの排出量を大幅に削減するという特徴を有する新たな輸送用機械向け燃料の普及を目的として、団体主導で、会員が共同で行う、当該燃料の将来の円滑な導入拡大に向けた製造から流通に至るまでの課題の発見及び検証の機会として位置付けられる先行導入のため、当該燃料の共同生産等を実施する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

**相談事例 8 事業者団体による、会員による需要者への営業方法の適正化に向けた指針
を作成する取組** 37

オフィス向け商品の製造販売業者等を会員とする団体が、会員の知的財産の保護、
労務費の適切な負担及び労働環境の是正を目的として、会員による需要者への営業
方法の適正化に向けた抽象的な推奨事項を示す指針を作成する取組について、独占
禁止法上問題となるものではないと回答した事例

**相談事例 9 事業者団体による、会員の取引先事業者の団体に対し物流効率化について
理解を求める文書の作成及び周知を行う取組**..... 41

金属素材の製造販売業者等を会員とする団体が、物流の 2024 年問題の解消と物流
効率化の促進に向けて、着荷主に荷待ち時間短縮等の理解を求めるための文書を作
成し、会員の取引先事業者（着荷主）が加盟する団体に対し、同団体の会員に周知
を依頼する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

参考 1 <相談制度の概要>..... 45

参考 2 <相談窓口一覧>..... 46

参考 3 <独占禁止法に関する相談件数>..... 47

第1 はじめに

1 「独占禁止法に関する相談事例集」について

(1) 公正取引委員会は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の運用に当たり、独占禁止法違反行為の未然防止と事業者及び事業者団体（以下「事業者等」という。）の適切な事業活動に役立てるため、各種のガイドラインを公表し、どのような行為が独占禁止法上問題となるのかを明らかにするとともに、事業者等が実施しようとする具体的な行為に関して個別の相談に対応している。

また、公正取引委員会は、事業者等の独占禁止法に関する理解を一層深めることを目的として主要な相談事例を取りまとめ、「独占禁止法に関する相談事例集」（以下「相談事例集」という。）として毎年公表している。令和8年においても、令和7年度（令和7年4月から令和8年3月までの間）における事業者等の活動に関する主要な相談事例を取りまとめた。

(2) 相談事例集には、独占禁止法に関する相談（企業結合に関するものを除く。）であって、相談者以外にも今後の事業活動の参考になると考えられる事案を掲載している。相談事例集においては、「事業者等の活動に係る事前相談制度」（参考1参照。以下「事前相談制度」という。）に基づいて公表した事例等既に相談者名等を公表しているものを除き、相談者名等を非公表としている。また、相談の要旨等については、分かりやすくするための変更を行っているため、必ずしも実際の事案と一致するものではない。

2 公正取引委員会ウェブサイト上に掲載している相談事例集関係の情報について

(1) 過去の相談事例

キーワードで過去の相談事例を検索できるほか、年度別、行為類型別、産業分類別並びに主なテーマ（グリーン関連相談、インボイス関連相談、共同配送関連相談及び時間外労働上限規制（2024年問題）への対応に関する相談）別に相談事例を整理して掲載している。

（相談事例集） <https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/>

(2) 法令・ガイドライン等（独占禁止法）、よくある質問コーナー（独占禁止法）
独占禁止法に関する法令・ガイドライン及び一般的なQ&Aを掲載している。

（法令・ガイドライン等） <https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/index.html>
（よくある質問コーナー） https://www.jftc.go.jp/dk/dk_qa.html

第2 相談事例

<事業者の活動に関する相談>

相談事例1 輸送用機械の製造販売業者が燃料の小売業者に値引き原資の提供を行い、 値引き効果を検証する取組【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に 関する相談】

輸送用機械製造販売業者が、グリーン社会の実現に有用な輸送用機械の普及を目的として、当該輸送用機械に用いられる温室効果ガスの排出量削減に有効な燃料を販売する小売業者に対し、当該燃料の小売価格を値引きするための原資を提供し、値引きの効果を検証する実証プロジェクトを実施する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#不当廉売、#拘束条件付取引、#グリーン社会の実現、#小売価格引下げの原資補助、#輸送用機械の燃料の販売に係る実証プロジェクト

1 相談者

X社（輸送用機械Aの製造販売業者）

2 相談の要旨

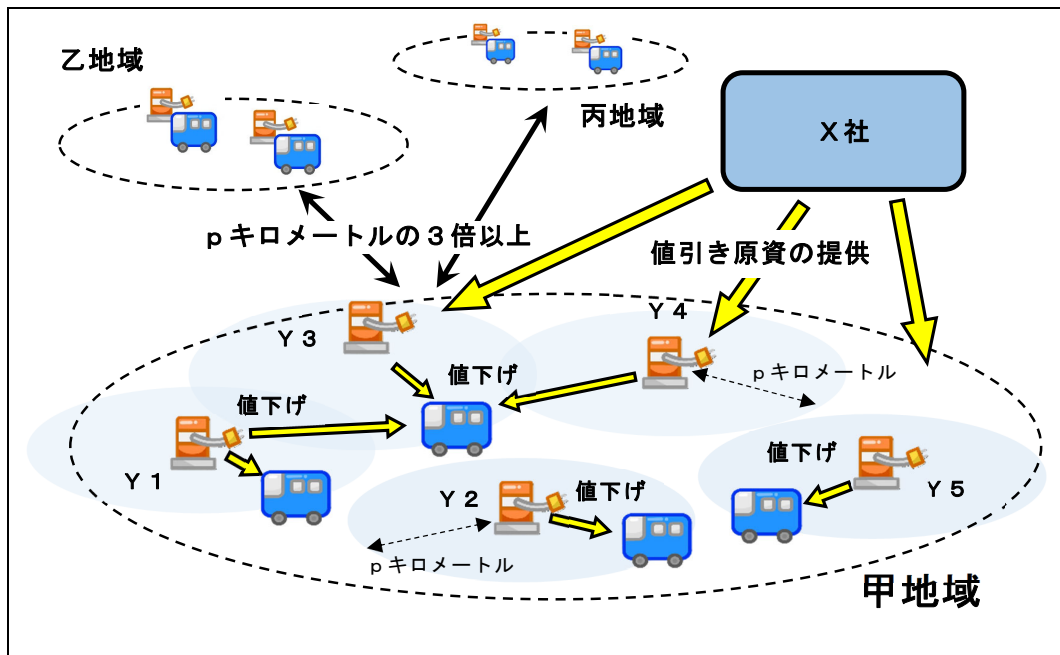
- (1)ア X社は、輸送用機械Aの製造販売業者である。
イ Y1～Y5の5社（以下「5社」という。）は、甲地域において輸送用機械Aの需要者に対し、輸送用機械Aに用いられる燃料 α の販売を行う小売業者である。
甲地域には5社以外に燃料 α の小売業者は存在しない。
- (2) 輸送用機械Aは、稼働の際に燃料 α を必要とするが、燃料 α は、その使用によって温室効果ガス¹の排出量の削減に寄与することのできるエネルギー資源である。
- (3)ア 輸送用機械Aは燃料 α を用いることから、環境負荷の低減と経済成長の両立する社会、すなわち「グリーン社会」の実現に有用な製品とされている。しかし、
- ・ 輸送用機械Aの製造販売業者は、輸送用機械Aの需要増が見込めなければその増産に踏み切れないこと
 - ・ 輸送用機械Aの需要者は、燃料 α の販売施設数が少ない上、その価格も他の輸送用機械に用いられる燃料に比して高いことから、輸送用機械Aの購入や積極的な使用に踏み切れないこと

¹ 温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等の総称をいう（「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第2条第3項）。

- ・ 燃料 α の小売業者は、輸送用機械Aの需要者増が見込めなければ燃料 α の販売施設の新設や増設に踏み切れないこと
から、輸送用機械A及び燃料 α の販売施設の普及は進んでいない状況にある。
- イ 前記アの状況により、5社においては、公的機関からの補助金を受けて燃料 α の販売施設を運営している。
- ウ(7) 輸送用機械Aの需要者は、燃料 α の販売施設の分布状況、一度の補給における輸送用機械Aの運転可能距離等から、輸送用機械Aを移動手段として、燃料 α をおおむね半径 p キロメートルの範囲内において購入している。
 - (イ) 5社の販売施設間の距離は、それぞれ p キロメートルを超える場合と p キロメートル以内である場合とがある。
 - (ロ) 甲地域と隣接する乙地域や丙地域においては、5社以外の燃料 α の小売業者が燃料 α の販売を行っているが、いずれの事業者の販売施設も、最も近い5社の販売施設とは p キロメートルの3倍以上離れている。
- (4) X社は、前記(3)アの状況を打開することを目的として、以下の方法により、燃料 α の小売価格と需要動向との相関を検証する実証プロジェクトの実施（以下「本件取組」という。）を検討している。
 - ア X社は5社に対し、それぞれの燃料 α の販売量に応じた値引き原資（単位当たり一律の金額に販売量を乗じた額）を提供し、後記イのとおり燃料 α の値引き販売を行うことを依頼する。X社が5社に提供する値引き原資の金額は、輸送用機械Aの運転距離に換算した場合、燃料 α の需要者が p キロメートルの2倍程度の距離を往復するのに要する燃料 α の代金の額と同程度の金額であり、それ以上の距離を移動すると需要者が享受できる値引き相当分の利益は失われる。
 - イ 5社は、それぞれが自由に決定した燃料 α の小売価格から、前記アによりX社から提供を受けた値引き原資のうち、一定額以上の任意の額を値引いた価格で燃料 α の販売を行うことを約する。これにより5社が販売する燃料 α の小売価格は、いずれも5社が燃料 α の供給に要する費用を下回るものとなることを見込まれる。
 - ウ 5社は、燃料 α の値引き販売を行い、これによる燃料 α の販売量の変動状況に係る情報をX社に提供する。X社は、5社による値引きの実施及び情報提供について対価を支払い、当該情報に基づき、燃料 α の小売価格と需要動向との相関を検証する。
また、X社は、5社との間で秘密保持契約を結び、5社から提供を受けた燃料 α の販売量の変動状況に係る情報が、当該情報の提供元以外の事業者に還流することのないよう適切に取り扱う。
 - エ 5社は前記アないしウについて、参加の有無を自由意思により決定する。
 - オ 本件取組の実施期間は1年とするが、燃料 α の需要動向次第では期間を延長する可能性もある。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

○本件取組の概要図



3 独占禁止法上の考え方

(1)ア グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は、多くの場合、事業者間の公正かつ自由な競争を制限するものではなく、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果（注）を持つものであり、温室効果ガス削減等の利益を一般消費者にもたらすことが期待されるものでもある。そのため、グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組は基本的に独占禁止法上問題とならない場合が多い（グリーンガイドライン「はじめに」の2〔基本的考え方〕）。

（注）「競争促進効果」とは、事業者等による取組の結果として新たな技術、商品、市場等が生み出され、事業者間の競争が促進されることを指し、効率性の向上とも称される場合もある。また、「優れた商品」には、当該商品の生産段階若しくは使用段階又は当該商品が部品として組み込まれた最終製品の生産段階若しくは使用段階における温室効果ガス削減に資する商品も含まれ得る。

イ 相手方の事業活動を拘束する条件をつけて、当該相手方と取引することにより、価格維持効果が生じる場合（注）には、不公正な取引方法（一般指定第12項（拘束条件付取引））に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第19条）。

（注）「価格維持効果が生じる場合」とは、非価格制限行為により、当該行為の相手方とその競争者間の競争が妨げられ、当該行為の相手方がその意思で価格をある程度自由に左右し、当該商品の価格を維持し又は引き上げることがで

きるような状態をもたらすおそれが生じる場合をいう（流通・取引慣行ガイドライン第1部-3(2)イ〔価格維持効果が生じる場合〕）。

ウ 不当に商品又は役務を低い対価で供給し、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがある場合には、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第19条（一般指定第6項（不当廉売）））。

(2) 本件取組は、燃料 α の販売価格に変更を生じるものであり、燃料 α の小売販売市場における現在又は将来の競争に影響を与える可能性があると考えられるため、当該市場に与える影響について検討する。

(3) 本件取組は、輸送用機械A及び燃料 α の販売施設の普及を図るためのものであり、燃料 α はその使用によって温室効果ガスの排出量の削減に寄与することのできるものであることから、グリーン社会の実現に向けた取組であることが認められる。以下、これを前提に検討する。

ア X社の行為

本件取組は、X社が5社に対価を支払い、5社はX社の依頼を受けて燃料 α の値引き販売を実施し、その成果となる情報をX社に提供する取引であるところ、これは、X社が、5社の小売価格について値引きを行う拘束条件を付けるものである。

しかし、当該拘束条件は、X社が、燃料 α の5社の小売価格それ自体ではなく、5社が各々自由に決定する小売価格からの値引き額を拘束するものであり、これにより価格維持効果が生じるおそれはないと考えられることから、独占禁止法上問題となるものではない。

イ 5社のうち本件取組に参加する事業者の行為

本件取組の実施期間中、5社のうち本件取組に参加する事業者は、燃料 α をその供給に要する費用を下回る価格で販売することになることが見込まれる。このため、本件取組により、燃料 α の他の小売業者の事業活動を困難にさせるかについて検討する。

(7) 燃料 α の小売販売市場における集客の範囲（以下「商圈」という。）は、燃料 α の販売施設を中心に、需要者が燃料 α を購入する範囲であるおおむね半径 p キロメートルの範囲になると考えられる。

(i) a 甲地域において燃料 α の小売を行う5社の販売施設は、一部において商圈が重複することから、5社間の一部では燃料 α の販売競争が行われていると考えられる。しかし、本件取組はX社が5社に対して等しく同内容の値引き原資の額を提案して実施するものであり、5社がそれぞれに決定する値引き額の水準はおおむね同等のものになると考えられる。また、5社は公的機関からの補助金を受けて販売施設を運営しているところ、X社から提供される

値引き原資の額を超えて値引きを実施する余力はないと考えられることから、本件取組を契機として、5社間における採算を度外視した極端な値引き販売が昂進するおそれはないと考えられる。このため、本件取組により、5社が相互に極端な値引き販売を行うことにより燃料 α の需要者を奪い、5社のうち燃料 α の他の小売業者の事業活動を困難にさせるおそれはないものと考えられる。

- b 甲地域と隣接する乙地域や丙地域に所在する燃料 α の小売業者の販売施設は、5社の販売施設とは最も近くても p キロメートルの3倍以上離れており、5社とは相互に商圈を異にしていることが明らかである。また、X社が提供する値引き原資の金額は、 p キロメートルの2倍程度の距離を往復するのに要する燃料 α の代金の額と同程度の金額である。このため、本件取組により、乙地域や丙地域における燃料 α の需要者が甲地域に移ってくることは考え難く、本件取組が乙地域や丙地域における燃料 α の小売業者の事業活動を困難にさせるおそれもないものと考えられる。
- (ウ) 本件取組により輸送用機械A及び燃料 α の販売施設が普及し、従来の輸送用機械から輸送用機械Aへの置き換えが進み燃料 α の利用が増えた場合、従来と比較して温室効果ガス排出量の削減が見込まれるため、本件取組には、新たな技術や優れた商品を生み出す等の競争促進効果もあると考えられる。
- (エ) 以上のことから、本件取組の実施期間中、5社のうち本件取組に参加する事業者は、燃料 α をその供給に要する費用を下回る価格で販売することになるものの、甲地域及びこれに隣接する地域の燃料 α の小売業者の事業活動を困難にさせるおそれがないものであり、さらに、本件取組には競争促進効果もあると考えられることから、当該事業者の行為は不当廉売に該当するものとして独占禁止法上問題となるものではなく、したがって、X社が実施する本件取組は、独占禁止法上問題となる行為を生じさせるものでもない。

(4) 以上から、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

相談事例2 農産物を原料とする商品の製造販売業者による再生農業の実証実験に係る参加希望者のマッチング及び得られた成果物に係る情報共有【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】

農産物を原料とする商品の製造販売業者約10社が、温室効果ガスの排出量削減等を目的として、共同して再生農業の実証実験を行うに当たり、当該実証実験に係る実施希望地及び生産を希望する農産物名を外部機関に報告し、当該外部機関が、これらの情報を集約して希望実施地・希望農産物が合致する事業者を実証実験のチームとしてマッチングさせ、そのマッチング結果を全参加事業者に共有し、得られた成果物について、実証実験に参加する事業者間で共有すること及び実証実験に参加しなかった事業者に対しては合理的な対価により共有する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#業務提携、#情報共有、#グリーン社会の実現、#再生農業の実証実験、#発展段階の市場、#事業者のマッチング

1 相談者

X社ら約10社（農産物を原料とする商品の製造販売業者等）

2 相談の要旨

(1) X社ら約10社（以下「X社ら」という。）は、農産物を原料とする商品を製造販売する事業者等である。

(2)ア X社らが農産物を原料として製造販売する商品は、主に日常生活において消費される飲食料品であり、様々な種類に分散しており、原料として使用する農産物も同様である。X社らが原料として使用する農産物は、従来型の手法を用いた農法によって生産されているが、後記イの理由から、将来的に、後記(3)の特徴を有する再生農業の手法を用いた農法によって生産される可能性もある。

イ X社らの説明によれば、従来型の手法を用いた農法では、化学肥料の使用による温室効果ガス²（一酸化二窒素）の発生、農薬の使用による環境への影響、農業機械の使用による温室効果ガス（二酸化炭素）の排出といった、環境への負の影響が生じる可能性があるとのことである。

そこで、近年では、化学肥料等をなるべく使用せず、土壌を健康にし、環境を再生させる農法として、再生農業が注目を集めているが、再生農業の要件や定義は統一されておらず、経済性の実証や環境への貢献度についても明らかではない

² 温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等の総称をいう（「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第2条第3項）。

部分が大きいとのことである。

- (3) 再生農業には、①カバークロープ（メインの作物以外の植物で土壌を覆う）、②不耕起栽培（土の露出を防ぐために耕さない）、③輪作（同じ耕地に、異なった種類の作物を、一定の順序に栽培）、④農薬の削減・化学肥料の未使用といった方法があり、これらの農法は、従来型の手法を用いた農法と比べてその土壌にはより多くの炭素が貯留される可能性が指摘されており、温室効果ガスの排出量を抑制する効果があるとされている。

X社らの説明によれば、国内においては、X社ら以外にも、農産物を原料とする商品を製造販売する有力な事業者であって、再生農業の手法や効果等の検証を行う者が少なくとも数社程度存在しており、その手法の確立に向けた取組が進められている状況にあるとのことである。

- (4)ア X社らは、2050年までのカーボンニュートラル³の実現に向けて、X社らの製造販売する商品の原料である農産物について、温室効果ガスの排出量を抑制した方法で生産されたものを調達したいと考えている。

そして、X社らは、その実現方法の一つとして、再生農業の手法を用いた農法を確立することを考えている。その一環として、X社らは、各社が製造販売する商品の原料となる複数の農産物について特定の地域ごとに生産チームを組成し、再生農業の手法を用いた農法による農産物（以下「再生農業由来の農産物」という。）の栽培を試験的に行い、その農地における炭素貯留量等の状況について、従来型の手法を用いた農法による栽培との比較検証を行うなどの実証実験（以下「本件実証実験」という。）を実施したいと考えている。

- イ X社らは、具体的には、次の手順により、本件実証実験を行うことを想定している（以下「本件取組」という。）。

- (7) X社らから、外部機関（X社らから独立した第三者により構成される組織）に対し、各社の実施希望地（都道府県名又は国名）及び再生農業による生産を希望する農産物名を報告し、当該外部機関がその情報を集約する。

なお、各社から集約した情報を取り扱うことができるのは当該外部機関の職員のみであり、X社らは当該外部機関に集約された他社の情報にアクセスすることはできないようにする。

- (4) 当該外部機関が、集約した情報を基に、X社らのうち、同じ地域で同じ農産物について再生農業による生産を希望する事業者同士を実証実験のチームとしてマッチングさせて、複数のチームを組成する。

³ カーボンニュートラルとは、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれ」ることをいう（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2）。

なお、X社らが、本件実証実験を実施する上で全チームの準備・進捗状況を報告し合うことができるよう、全チームのマッチング結果（実施希望地、再生農業による生産を希望する農産物名及びメンバー）の情報についてのみ、当該外部機関がX社ら各社に共有する。マッチングしなかったものに係る情報（各社が他に希望していた実施希望地、農産物名等）はX社らに共有しない。

(f) 前記(i)でチームが組成された後、X社らは、組成されたチームごとに、本件実証実験に協力をしてくれる農家に対し、再生農業由来の農産物の栽培を委託等する。

(i) X社らは、本件実証実験の結果、自己が参加したチームに係る土壌分析情報⁴や営農履歴情報⁵等を取得する。

なお、これらの情報は、再生農業の手法や効果等の検証結果として一定の技術的価値が認められるものとのことである。

(f) X社らは、前記(i)の土壌分析情報や営農履歴情報等の成果物について、①本件実証実験に参加した事業者には無償で共有する、②X社ら以外の本件実証実験に参加しなかった事業者に対しては合理的な対価にて共有する。

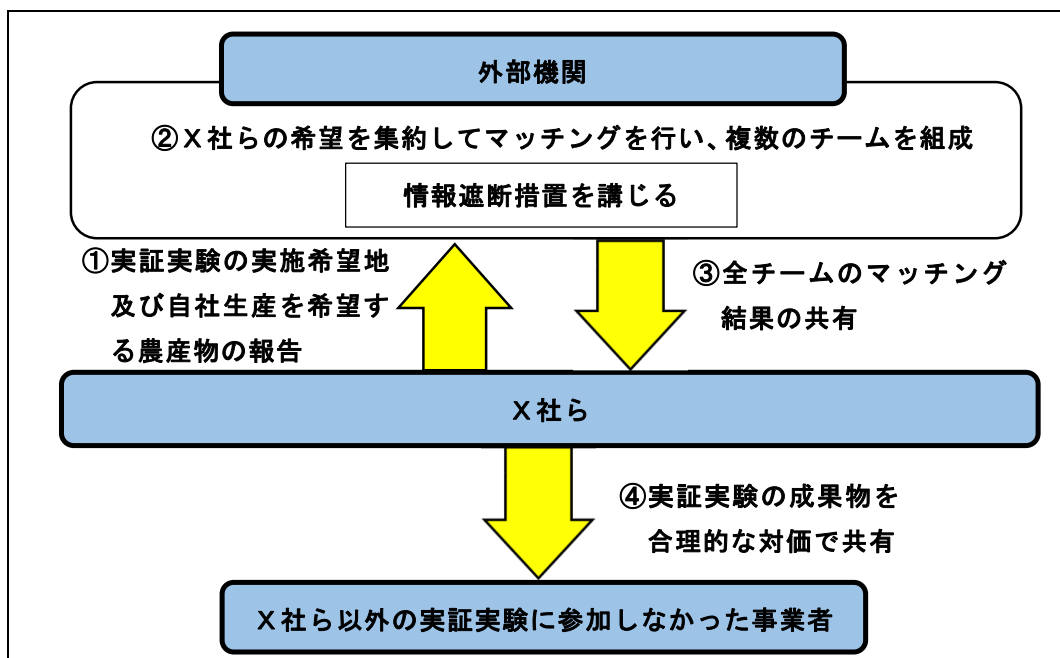
ウ 本件実証実験により再生農業由来の農産物が生産されることとなるが、本件実証実験の目的は、前記アのとおり、再生農業由来の農産物を生産する際に生じる温室効果ガスの排出状況や土壌への炭素貯留量等を確認することであり、本件実証実験により生産された再生農業由来の農産物をX社らの商品の原料として商用利用することは現時点では想定されていない。また、本件実証実験において想定される作付面積は1チーム当たり数ヘクタールにとどまる。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

⁴ 土壌分析情報とは、本件実証実験の結果を分析して得られる、農産物を生産するための土壌の能力に関する情報をいう。

⁵ 営農履歴情報とは、X社らが本件実証実験において行った営農作業の履歴に係る情報をいう。例えば、各種農業資材（肥料・農薬・燃料等）の使用履歴情報のみならず、当該資材に係る調達コスト情報も含まれる。

○本件取組の概要図



3 独占禁止法上の考え方

(1)ア 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第3条）。

イ 事業者が、グリーン社会の実現に向けた技術を生み出すため、競争関係にある事業者と共同で基礎研究、応用研究又は開発研究を行い、その技術を用いて新たな製品を開発することが考えられる。このような共同研究開発は、多くの場合、市場における競争に影響を与えないような少数の事業者間で行われており、独占禁止法上問題なく実施できるものが多い。また、温室効果ガスの削減といういわゆる外部性への対応を目的とする場合には、研究に係るリスク、コスト等に鑑みて単独で行うことが困難な場合が少なくなく、共同化は研究開発活動を活発で効率的なものとし、技術革新を促進するものであって、競争促進効果を有する場合も多く、そうした場合について独占禁止法上問題となる可能性は低い。

一方、例えば、研究開発の対象となる技術を利用した製品の市場において競争関係にある事業者の大部分が、各参加者が単独でも行い得るにもかかわらず共同研究を実施し、参加者間で研究開発活動を制限し、技術市場又は製品市場における競争が実質的に制限される場合には、独占禁止法上問題となる。

【参考】グリーンガイドライン第1の3(2)「業務提携」イ(7)「共同研究開発」

(2) 本件取組は、①再生農業の手法や効果の検証を内容とする本件実証実験を共同で行うものであるとともに、本件実証実験の成果物たる情報が参加事業者間で共有されるものである。また、②再生農業由来の農産物を原料とする商品の製造販売の準備行為という側面も併せ持つものである。

そこで、以下の市場における現在又は将来の競争に影響を与える可能性があると考えられるため、当該市場に与える影響について検討する。

- ① 再生農業の手法を用いた農法に係る技術市場(以下「本件技術市場」という。)
- ② 再生農業由来の農産物を原料とする各商品に係る製造販売市場(以下「本件製品市場」という。)

(3)ア 本件取組は、温室効果ガスの排出量削減に資するものであることから、グリーン社会の実現に向けた取組であることが認められる。以下、これを前提に検討する。

イ 前記2(2)イのとおり、再生農業はその要件や定義も統一されていない状況であり、前記(2)の各市場における競争の詳しい状況は定かではないが、これを踏まえ本件取組が各市場に与える影響について検討する。

(7) 本件技術市場について

前記2(3)のとおり、国内において、農産物を原料とする商品を製造販売する有力な事業者であって、再生農業の手法や効果の検証を現に行う者が、X社ら以外にも少なくとも数社程度存在しており、X社らが把握していない潜在的な主体も含めると、本件技術市場において当該検証を行う主体は相当数存在するのではないかと考えられる。

また、X社らは本件実証実験の成果物について、本件実証実験に参加しなかった事業者に対しても合理的な対価にて共有することとしているため、本件取組に参加しなかった事業者が本件技術市場から排除されるおそれは想定されない。

これらのことから、本件取組が本件技術市場における競争を実質的に制限することにはならないと考えられる。

(4) 本件製品市場について

本件実証実験は、再生農業の手法を用いた農法の検証を内容とするものであり、

- ・ X社らが、再生農業由来の各農産物を原料として製造販売する商品は一般的かつ様々なものに分散していること
- ・ 本件実証実験により生産される再生農業由来の農産物の1チーム当たりの作付面積が数ヘクタールの規模にとどまるものであること

から、本件取組による本件製品市場への影響はなく、仮にあるとしても軽微で

あると考えられる。また、

- ・ 本件取組のうち前記2(4)イ(イ)においてX社らが入手することが可能な情報は、全チームのマッチング結果である実施希望地、再生農業による生産を希望する農産物名及びメンバーのみであり、これらは再生農業由来の各農産物における農家への生産委託に係る価格、生産数量等の重要な競争手段である事項に影響を及ぼす情報には当たらないと考えられること
- ・ 当該情報を含む本件取組に係る全ての情報にアクセスできるのは外部機関のみとする情報遮断措置を講じた上で管理する予定であること
- ・ X社らは本件実証実験の成果物について、本件実証実験に参加しなかった事業者に対しても合理的な対価にて共有することとしているため、本件取組に参加しなかった事業者が本件製品市場から排除されるおそれは想定されないこと

も考慮すれば、本件取組が本件製品市場における競争を実質的に制限することにはならないと考えられる。

(4) 以上から、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

相談事例3 金属素材の製造販売業者による海外からの原料の共同調達

金属素材の製造販売業者4社が、海外からの輸入に依存している鉱物資源（金属素材の原料）の安定供給の確保・サプライチェーン（供給網）の強靱化を目的として、共同して、これまで輸入したことのない国から新たに鉱物資源（金属素材の原料）の調達を行う取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#共同調達、#情報共有、#安定供給の確保、#サプライチェーンの強靱化、#鉱物資源（金属素材の原料）の輸入

1 相談者

X社ら4社（金属素材の製造販売業者）

2 相談の要旨

(1) X社ら4社（以下「X社ら」という。）は、金属素材Aの製造販売業者である。

(2) 金属素材Aは、その優れた特徴から様々な機械部品に用いられている重要な素材である。また、金属素材Aは品質に係る国際的な規格が定められているため、どの事業者が製造する製品であっても品質に大きな差はない。

金属素材Aの原料である鉱物資源 α （以下「原料 α 」という。）は、国内では産出されておらず調達できないため、X社らは原料 α を複数の国から輸入し、我が国において加工して金属素材Aを製造販売している。

(3)ア X社らは、金属素材Aを製造するために必要な原料 α の約9割は、海外の生産者から直接調達し、残りの約1割を国内外の卸売業者経由で調達している。

我が国の原料 α の調達市場におけるX社らのシェアの合計は95パーセント超である。

イ 我が国の金属素材Aの製造販売市場におけるX社らのシェアの合計は約95パーセントであり、金属素材Aの製造コストに占める原料 α の調達コストの割合は約90パーセントである。

国内の金属素材Aの製造量は、国内の金属素材Aの需要量を超え供給過多になっており、国内で製造された金属素材Aは輸出もされているが、海外にも金属素材Aを製造する有力な事業者が複数存在しており、世界的に金属素材Aを製造するために必要な原料 α の調達競争は激しくなっている状況にある。

金属素材Aの製造販売業者がそれぞれ定めている販売価格の内訳の大部分は、慣行として国際的な指標を基に決められているため、金属素材Aの販売価格による競争の余地は比較的小さい。しかし、X社ら金属素材Aの製造販売業者は、輸送サービスの品質等の販売価格以外の要素においても競争を行っている。

ウ 金属素材Aの需要は世界的に拡大しており、原料 α の調達競争は厳しさを増している。そのため、X社らは、中長期的な調達先確保の必要性の高まりから、原料 α の調達元の多角化を図り、これにより調達元で発生する供給リスクの分散を行い、サプライチェーンの強靱化を図りたいと考えているものの、X社ら各社が単独で、これまで取引したことのない海外の原料 α の生産者と新たに調達契約を、有利な条件で締結することは、調達数量の規模の小ささを踏まえると、交渉力の強さの観点から難しい状況にある。

(4) そこでX社らは、原料 α の調達数量を増やすことで交渉力を高め、より有利な条件で原料 α を調達するため、外国である甲国において生産される原料 α について、次の方法で共同調達（以下「本件取組」という。）を行うことを検討している。

ア X社らは共同して、甲国の原料 α の生産者と交渉を行い、原料 α の合計調達数量（X社ら各社が調達する数量の合計）、調達価格等の調達条件を決定する。当該合計調達数量のうち、X社ら各社の調達数量は各社がその裁量で決め、各社はそれぞれ自社の調達数量の代金を甲国の原料 α の生産者に支払う。

イ X社らは、金属素材Aの販売価格や販売数量について情報共有を行わず、個別に決定する。

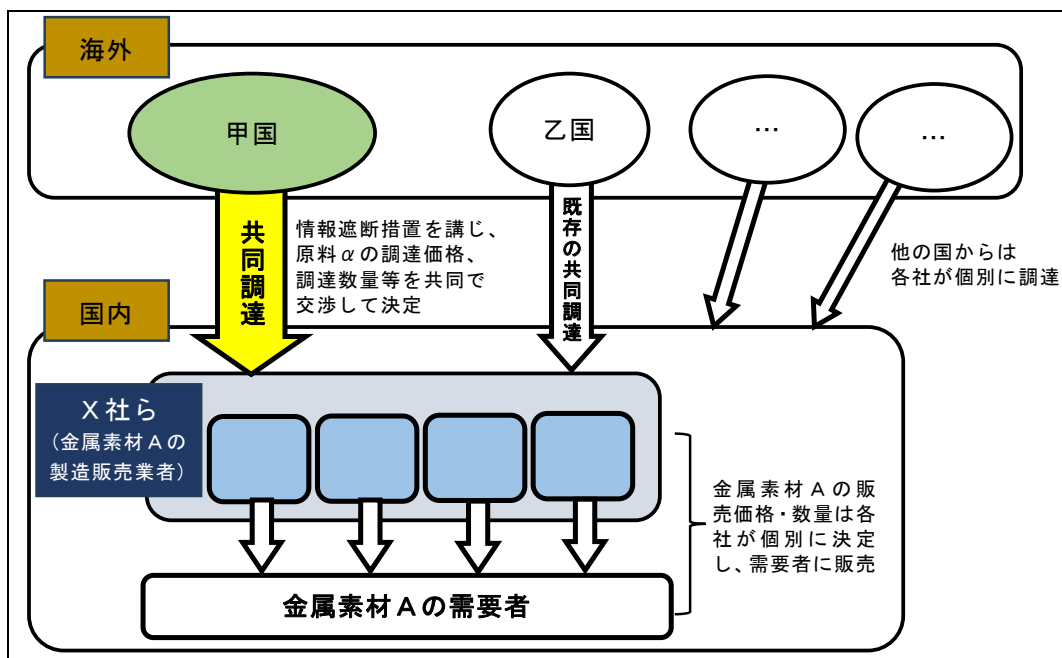
ウ X社らは、①原料 α の共同調達に当たって必要な情報のみを、共同調達の検討に関与する役員・従業員に限り共有する、②金属素材Aの販売価格や販売数量については各社が個別に決定して需要者に販売し、各社における短期的な原料 α の調達数量の変更要因となる製造工場の定期修理等に関する概括的な情報を除き、情報共有をしない、といった情報遮断措置を講じる。

(5) X社らの原料 α の調達数量全体に占める本件取組による共同調達数量の割合は約5パーセントである。また、X社らは既に、本件取組以外にも外国からの共同調達を行っているところ、X社らの原料 α の調達数量全体に占める本件取組及び既存の共同調達数量を合計した割合は約10パーセントである。

なお、X社らは、既存の共同調達においても、原料 α の調達及び金属素材Aの販売価格等について、情報遮断措置を講じている。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

○本件取組の概要図



3 独占禁止法上の考え方

- (1) 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、不当な取引制限（独占禁止法第2条第6項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第3条）。
- (2) 本件取組は共同調達であり、我が国の原料αの調達市場及び我が国の金属素材Aの製造販売市場における現在又は将来の競争に影響を与える可能性があると考えられるため、当該市場に与える影響について検討する。
- (3)ア 本件取組が我が国の原料αの調達市場における競争に与える影響について
本件取組は、原料αの調達において競合関係にあるX社らが、甲国の生産者から原料αを共同して調達するものである。X社らの国内の原料αの調達市場における合計シェアは約95パーセント超と高く、X社らは本件取組において調達価格を統一し、各社の調達数量及び合計調達数量を合意して決定するものの、
 - (7) X社らの国内の原料αの調達量全体に占める、本件取組による調達割合は約5パーセント、既存の共同調達も含めたX社らの共同調達の割合は約10パーセントと低く、これら以外の原料αの調達については各社が独自に行っている

状況にあること

- (4) 情報遮断措置を講じた上で、本件取組において共有される情報は本件取組を実施するに当たって必要かつ最低限のものとなっていることから、本件取組によって、原料 α の調達市場における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

イ 本件取組が我が国の金属素材Aの製造販売市場における競争に与える影響について

金属素材Aは、前記2(3)イのとおり国内の製造量が同需要量を超えており、海外からの輸入はほとんどないところ、X社らの国内の金属素材Aの製造販売市場における合計シェアは約95パーセントと高く、金属素材Aの製造コストに占める原料 α の調達コストの割合（原価率）も約90パーセントと高いものの、

- (7) X社らの国内の原料 α の調達量全体に占める、本件取組の割合（約5パーセント）及び既存の共同調達も含めたX社らの共同調達の割合（約10パーセント）が低いこと
- (4) 国内の金属素材Aの製造販売市場は供給過多の状況であり、需要者からの競争圧力が強いこと
- (4) 金属素材Aは品質に係る国際的な規格が定められているため、どの事業者が製造する製品であっても品質に大きな差はなく、また、金属素材Aの販売価格の内訳の大部分は国際的な指標を基に定められるため、本件取組が実施されることによる価格競争への影響は限定的であるが、X社らは製品の品質や価格による競争の余地が少ないがために、それら以外の輸送サービスの品質等による競争を行っていると考えられるところ、本件取組によってそれらの競争が損なわれることはないと考えられること
- (4) X社らは、各社における短期的な原料 α の調達数量の変更要因となる製造工場の定期修理等に関する概括的な情報を除き、金属素材Aの製造に係る情報は共有せず、金属素材Aの販売価格や販売数量について個別に決定し、情報共有しないこと

から、本件取組によって、金属素材Aの製造販売市場における競争を実質的に制限することとはならないと考えられる。

- (4) 以上から、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

相談事例4 医療用医薬品製造販売業者が製造販売を終了する予定の医療用医薬品の代替品の供給を確保するため情報共有を行う取組

医療用医薬品製造販売業者が、製造販売を終了する予定の医療用医薬品について、関係省庁の通知に基づき、他の医療用医薬品製造販売業者に対し、代替品の供給の確保に向けた要請及び情報共有を行う取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#共同行為、#情報共有、#安定供給の確保、#生産終了予定の医薬品の代替品の供給

1 相談者

X社（医療用医薬品製造販売業者）

2 相談の要旨

- (1) X社は、我が国において医療用医薬品Aを製造販売している事業者である。
- (2) 医療用医薬品Aは、特定の原薬を用いて製造される医療用医薬品であり、特定の薬効が認められ、薬価基準に記載されているものである。
- (3) 我が国において、医療用医薬品Aと同種の機能・効用を有する医療用医薬品（必ずしも同一成分の品目に限らず、臨床上の位置付けが同じものも含む。以下「代替品」という。）については、これらを製造販売している数十社の後発医薬品製造販売業者及び数社の先発医薬品製造販売業者が存在する。

なお、代替品のうち、先発医薬品と後発医薬品とでは薬価に差がない又は差があるとしても僅少であることが多く、卸売業者から医療機関等への卸価格の差はほとんど存在しない。さらに、医療用医薬品Aと代替品を合わせた販売数量の合計に占める医療用医薬品Aの販売数量の割合は最大でも1パーセントに満たない。
- (4)ア X社は、現に医療現場で使用されている医療用医薬品Aの原薬の製造を早期に終了する必要が生じた。このため、医療用医薬品の供給不安を解消する観点から、関係省庁の通知に基づいて、医療用医薬品Aの供給停止及びこれに関連する手続を採る必要がある。

具体的には、X社は、代替品を製造販売する医療用医薬品製造販売業者に対して、医療用医薬品Aの総販売数量及び供給停止時期を示した上で、医療用医薬品Aの総販売数量に相当する数量を代替供給することについて了承を得る必要がある（以下、この代替供給の了承をした代替品の製造販売業者を「代替供給事業者」という。）。代替供給事業者は、X社に対し、追加生産予定の代替品の品名及びそ

の数量に係る情報を伝達する。これらの情報は、X社が医療用医薬品Aの総販売数量に相当する代替品の確保の有無の判断をするに当たり、必要不可欠となる。

なお、X社は、緊急事態等への対応余力の確保等の観点から、代替供給事業者1社がX社の製造する医療用医薬品Aの全量の代替供給の引受けを了承することはおよそ想定されず、引受け先は数社となる見込みであり、その場合、各代替供給事業者の引受け後の総生産数量に占める、引受けを了承した代替品の追加生産数量の割合は、数パーセントを超えることはないと説明している。

イ そして、X社は、前記アの代替供給事業者の了承を得た後、医療機関等に対し、当該代替供給事業者の名称及び代替品名を周知する。この周知を受けて、医療機関等はX社の医療用医薬品Aから代替供給事業者の代替品へ発注を移行することとなるが、国民医療に重大な支障を来さないよう、代替供給事業者はその発注に確実に対応する必要がある。

ウ X社からの代替供給依頼を受け、これを了承するか否かを検討することとなる代替品の製造販売業者は、代替供給依頼を了承し代替供給事業者となったことにより医療機関等からの発注が集中し、これに対応できない事態となることを回避するため、他の代替供給事業者の動向に関する情報を入手し、事前にそのような事態となるリスクがどの程度あるのか、予測・評価することが必要不可欠となる。すなわち、代替品の製造販売業者は、既に代替供給することを了承した代替供給事業者の名称、その代替供給事業者が供給する代替品名及びその代替品の追加生産数量といった情報（以下「各代替供給事業者に関する情報」という。）を把握した上で、自社の製造販売する代替品への発注集中リスクを事前に予測・評価し、了承するか否かの検討をすることが必要不可欠となる。

エ 代替品の製造販売業者であって代替供給を了承していない製造販売業者（以下「代替供給事業者以外の製造販売業者」という。）であっても、代替供給事業者の代替品の生産が何らかの事情で滞った場合等に自社の代替品への発注が行われる可能性があるため、医療用医薬品製造販売業者としての信用保持と医療用医薬品の安定供給を行う観点から、仮に、医療機関等から自社の代替品への発注があった場合には、これに確実に対応する必要がある。そのため、代替供給事業者以外の製造販売業者は、各代替供給事業者に関する情報を把握した上で、自社の代替品への発注可能性を予測した生産計画を策定するよう努めることとなる。

(5) X社は、前記(4)の状況を踏まえ、代替供給事業者の確保等の手続を円滑かつ効率的に進め、代替品の供給確保を図るため、代替供給の引受けを了承する可能性が高いと考えられる代替品の複数の製造販売業者が会員となっている後発医薬品製造販売業者の団体Y（以下「団体Y」という。）を通じて、以下のアないしエの取組（以下「本件取組」という。）を行うことを検討している。

ア X社は、医療用医薬品Aの年間総販売数量及び近く到来する供給停止時期に関

する情報を、団体Yを通じて、団体Yの会員に伝達するとともに、代替供給の依頼（1巡目）を行う。

イ X社は、前記アの依頼に応じた代替供給事業者それぞれから、直接、当該事業者が追加生産予定の代替品の品名及びその数量に係る情報を受け取る。

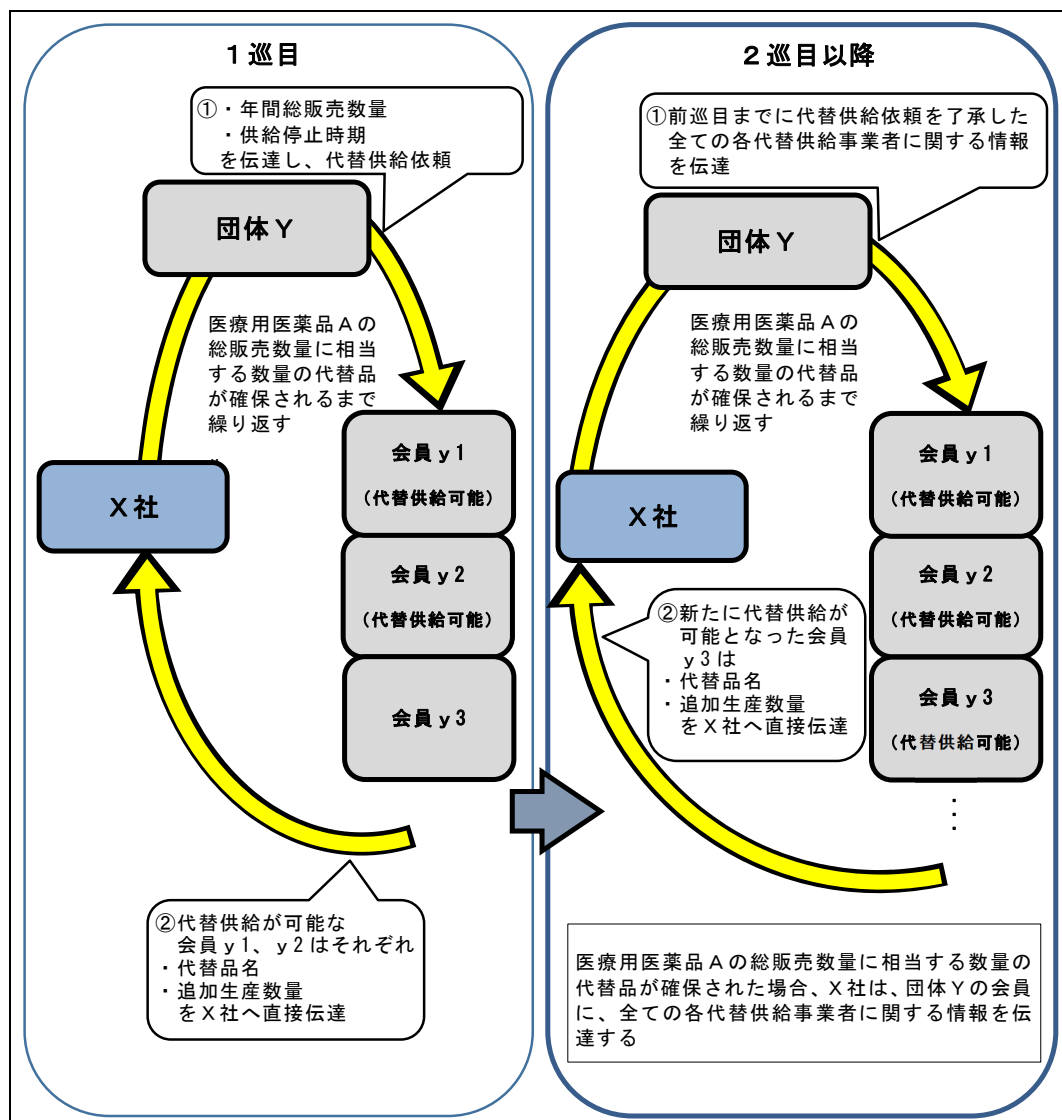
ウ⑦ 代替供給依頼（1巡目）によって、合算でX社が製造販売する医療用医薬品Aの総販売数量に相当する数量の代替品が確保できなかった場合、X社は、不足分を追加で依頼するため、前記アと同様の方法で、再度、団体Yを通じて団体Yの会員に代替供給の依頼（2巡目）を行う。X社は、合算でX社が製造販売する医療用医薬品Aの総販売数量に相当する数量の代替品が確保できるまで、代替供給依頼を繰り返す。

⑧ X社は、2巡目以降の代替供給依頼においては、前巡目までに代替供給依頼を了承した全ての各代替供給事業者に関する情報を、団体Yを通じて団体Yの会員に伝達する。

エ 前記ウまでの代替供給依頼により、合算でX社が製造販売する医療用医薬品Aの総販売数量に相当する数量の代替品が確保された場合、X社は、団体Yの会員に、全ての各代替供給事業者に関する情報を伝達する。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

○本件取組の概要図



3 独占禁止法上の考え方

(1) 事業者が、契約、協定その他何らの名義をもってするかを問わず、他の事業者と共同して対価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、不当な取引制限（独占禁止法第 2 条第 6 項）に該当し、独占禁止法上問題となる（独占禁止法第 3 条）。

(2) 本件取組は、医療用医薬品 A とその代替品の製造販売市場において競争関係にある事業者間で、将来の事業活動に係る情報を共有するものであることから、医療用

医薬品 A 及び代替品の製造販売市場における現在又は将来の競争に影響を与える可能性があると考えられるため、当該市場に与える影響について検討する。

(3)ア 本件取組は、現に医療現場で使用されている医療用医薬品 A について、事情により早期にその原薬の製造を終了せざるを得ず、医療用医薬品 A の製造販売もできなくなることから、医療用医薬品 A の代替品の供給を迅速かつ円滑に確保し、医療用医薬品の供給不安を解消するという社会公共的な目的のために行われるものであると認められる。

イ 本件取組は、医療用医薬品 A とその代替品の製造販売市場において競争関係にある事業者間で、X 社の医療用医薬品 A の過去の年間総販売数量及び供給停止時期並びに各代替供給事業者に関する情報が共有されることとなるところ、これは、時期や数量を含む生産計画の具体的な見通しといった将来の事業活動における重要な競争手段に関連する情報を共有するものである。

以下においては、① X 社と団体 Y の会員との間の情報共有（1 巡目の情報共有）及び② X 社を通じて行われる代替品の製造販売を行っている団体 Y の会員間（代替供給事業者と代替供給事業者以外の製造販売業者との間）の情報共有（2 巡目以降の情報共有）とに分けて検討する。

(7) X 社と団体 Y の会員との間の情報共有（1 巡目の情報共有）について

近く到来する X 社の医療用医薬品 A の供給停止に至るまでの間、X 社と競争関係にある団体 Y の会員との間で、X 社の医療用医薬品 A の過去の年間総販売数量等の情報が共有されることとなる。また、団体 Y の会員のうち代替供給事業者は、X 社に対し、それぞれ追加生産予定の代替品の品名及びその数量に係る情報を共有することとなる。しかし、

- a これらの情報共有は、前記アのとおり、社会公共的な目的に基づく本件取組の一環として行われるものであり、目的の正当性が認められることに加え、前記 2(4)アのとおり、これらの情報を共有する必要性が高く、共有される情報の内容も必要な範囲に限定されているため、手段も相当であること
- b 団体 Y の会員のうち代替供給事業者から X 社に対し共有される情報である、各代替供給事業者の供給する代替品の追加生産数量は、各代替供給事業者の代替品の総生産数量のごく一部を占めるにすぎず、最終的な総生産数量も各代替供給事業者が独自に判断して決定することから、当該情報だけでは X 社が各代替供給事業者の代替品の実際の総生産数量を具体的に推認することはできないこと

から、X 社と団体 Y の会員との間の当該情報共有が、医療用医薬品 A 及び代替品の製造販売市場における競争に影響を与えるとしても、その影響は軽微であり、同市場における競争を実質的に制限するものではないと考えられる。

(4) X 社を通じて行われる代替品の製造販売を行っている団体 Y の会員間（代替

供給事業者と代替供給事業者以外の製造販売業者との間)の情報共有(2巡目以降の情報共有)について

前記2(5)ウ及びエにおいては、X社を通じて、団体Yの会員のうち代替供給事業者と代替供給事業者以外の製造販売業者との間で、合算でX社が製造販売する医療用医薬品Aの総販売数量に相当する数量の代替供給を了承した各代替供給事業者に関する情報が共有されることとなる。しかし、

- a これらの情報共有は、前記アのとおり、社会公共的な目的に基づく本件取組の一環として行われるものであり、目的の正当性が認められること
- b 前記2(4)ウ及びエのとおり、これらの情報を共有する必要性が高く、共有される情報の内容も合算でX社が製造販売する医療用医薬品Aの総販売数量に相当する数量に係るものに限られ、かつ、代替供給事業者及び代替供給事業者以外の製造販売業者が代替品の生産計画を策定するのに合理的に必要な範囲に限定されているため、手段も相当であること
- c 団体Yの会員間で共有される各代替供給事業者の供給する代替品の追加生産数量は、前記(ア) bと同様、当該情報だけでは団体Yの会員が、各代替供給事業者の代替品の実際の総生産数量を具体的に推認することはできないこと
- d 前記2(3)のとおり、代替供給事業者以外にも代替品を製造販売している数十社の後発医薬品製造販売業者及び数社の先発医薬品製造販売業者が存在する。数十社の後発医薬品製造販売業者については、その生産数量は団体Yの会員に共有されない。また、数社の先発医薬品製造販売業者については、団体Yの会員の各代替供給事業者に関する情報を得ることもない。このことから、これらの製造販売業者の存在が、代替供給事業者に対する一定程度の競争圧力となること

から、X社を通じて行われる代替品の製造販売を行っている団体Yの会員間(代替供給事業者と代替供給事業者以外の製造販売業者との間)の当該情報共有が、代替品の製造販売市場における競争に影響を与えとしても、その影響は軽微であり、同市場における競争を実質的に制限するものではないと考えられる。

(4) 以上から、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

<事業者団体の活動に関する相談>

相談事例5 事業者団体が価格設定の一般的な方法を会員に紹介する取組

金属素材の製造販売業者等を会員とする団体が、会員が行うコスト上昇分の価格転嫁を支援することを目的として、原料費の増減と連動する価格設定の一般的な方法を会員に紹介する取組について、具体的な数値を含める等の方法により、会員の価格等重要な競争手段の具体的な内容について共通の目安を与えるものではなく、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#経営指導、#原価計算の一般的な方法、#価格転嫁対策、#金属素材のコスト上昇、#市況連動制の価格算定方式

1 相談者

X協会（金属素材Bの製造販売業者等を会員とする団体）

2 相談の要旨

(1) X協会は金属素材Bの製造販売業者等を会員とする団体であり、会員の約半数が中小企業である。

(2) 金属素材Bは、原料 β を含む複数の原料を用いて製造される製品である。原料 β は、金属素材Bの原料のうち、コストベースで1割程度を占めている。

また、原料 β の輸入品は、財務省貿易統計において、その輸入総額及び輸入総量が月別に公表されている。

(3) 原料 β は、我が国では殆ど生産されておらず、その多くを輸入に頼っているところ、近年、その輸入価格が高騰している。

一方、X協会の会員は、原料 β の購入価格の上昇分を、金属素材Bの販売価格に十分に転嫁できているとはいえない状況にある。金属素材Bへの価格転嫁が十分に進まない理由の一つとして、X協会会員の約半数を占める中小企業は、自社のコスト分析や取引先との頻繁な価格交渉に十分な経営資源を割けないことが挙げられる。

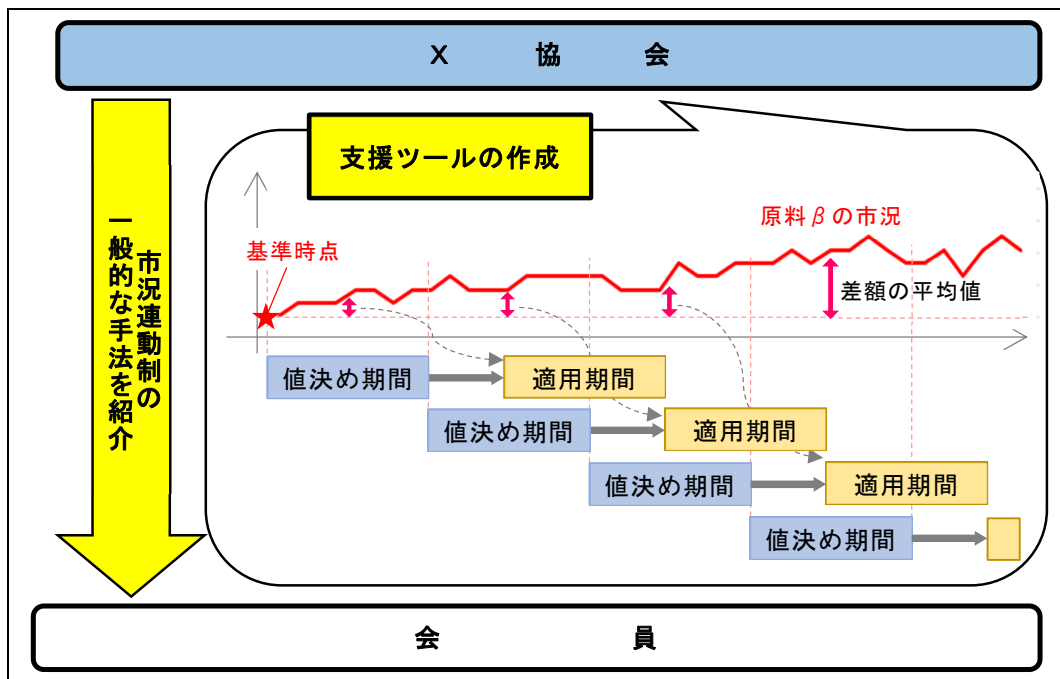
(4) X協会は、会員が多大な経営資源を割くことなく、原料 β の購入価格の変動分を金属素材Bの販売価格に反映させることができるよう、その事業活動を支援するため、金属素材Bの販売価格の設定方法の一例を説明した文書（以下「支援ツール」という。）を作成してX協会のウェブサイトに掲載し、会員に対し、原料 β の市況に連動した金属素材Bの販売価格の設定方法（以下「市況連動制」という。）を紹介すること（以下「本件取組」という。）を計画している。X協会が支援ツールにおいて紹介する市況連動制の内容は以下のとおり。

- ア はじめに、各会員が取引先との個別交渉により、価格設定のサイクル期間を設定する。サイクル期間には、原料 β の市況変動を参照する「値決め期間」と、参照した原料 β の市況の変動状況を金属素材Bの販売価格に反映させる「適用期間」とを設ける。
- イ 次に、原料 β の市況の変動状況を参照する。
- (7) 参照する市況には財務省貿易統計を用い、公表されている原料 β の輸入総額を輸入総量で除することにより、原料 β の月別の平均輸入単価を算出する。
 - (i) 過去の任意の時点から、原料 β の市況変動状況を把握する際の比較対象とする基準時点を設定する。
 - (v) 前記(i)で設定した基準時点における原料 β の平均輸入単価と、前記アで設定した値決め期間における原料 β の平均輸入単価とを比較し、その差額を算出する。
- ウ 最後に、前記イ(v)で算出した原料 β の平均輸入単価の変動状況を、前記アで設定した適用期間における金属素材Bの販売価格に反映させる。反映の具体的な方法は、原料 β の市況が一定額の増減をするごとに、前記イ(i)で設定した基準時点における金属素材Bの販売価格を一定の割合で増減させるなどの方法を、各会員と取引先との間の個別交渉により決定する。

本件取組において、X協会の会員が、自らの金属素材Bに係る価格設定に市況連動制を採用するか否かは個社ごとの判断によるものとし、また、X協会は支援ツールにおいて、会員の共通の目安となるような具体的な数値は示さない。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

○本件取組の概要図



3 独占禁止法上の考え方

(1)ア 事業者団体が、原価計算や積算について標準的な項目を掲げた一般的な方法を作成し、これに基づいて原価計算や積算の方法に関する一般的な指導又は教育を行うことは、原則として違反とされない(事業者団体ガイドライン第2の10-4)。

一方、経営指導の形をとっていても、事業者団体が、例えば構成事業者が供給する商品又は役務に係る平均原価、統一的なマークアップ基準等又は所要資材等の標準的な数量、作業量等及び単価を示す方法により、原価計算又は積算の指導を行うなど、事業者の現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容について目安を与えるような指導を行うことは、違反となるおそれがある(独占禁止法第8条第1号及び第4号並びに事業者団体ガイドライン第2の10-1)。

また、経営指導の内容の採否は構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が経営指導の内容の採用を構成事業者に強制することは、構成事業者の機能又は活動を不当に制限するものとして、独占禁止法上問題となるおそれがある(独占禁止法第8条第4号)。

イ 事業者団体が、政府機関、民間の調査機関等が提供する当該産業に関連した技術動向、経営知識、市場環境、立法・行政の動向、社会経済情勢等についての一般的な情報を収集し、提供することは、原則として違反とされない(事業者団体ガイドライン第2の9-3)。

(2) 本件取組は、金属素材Bの販売価格の設定方法についての情報を共有するものであり、金属素材Bの販売市場における現在又は将来の競争に影響を与える可能性があると考えられるため、当該市場に与える影響について検討する。

(3) 本件取組においては、X協会が、複数の原料を用いて製造される金属素材Bの販売価格について、原料 β の市況に連動する方法を具体的な数値を用いずに紹介しており、価格設定のサイクル期間も各会員がそれぞれに設定するものとしている。このような紹介方法による経営の指導又は教育の場合には、支援ツールを用いる会員ごとに金属素材Bの販売価格を計算する方法や販売価格、また、価格改定のタイミングは異なるものになると考えられる。このため、本件取組における支援ツールの内容は一般的な価格設定の方法を紹介するものであり、会員の現在又は将来の事業活動に係る価格等重要な競争手段の具体的な内容について目安を与えるものではないと考えられる。

また、本件取組においては、X協会は、その会員が市況連動制を採用するか否かを個社ごとの判断によるものとしていることから、会員の機能又は活動を不当に制限するものではないと考えられる。

なお、本件取組において、X協会が会員に財務省貿易統計のうち特定の項目を紹介する行為は、事業者団体が、政府機関、民間の調査機関等が提供する市場環境についての一般的な情報を収集し、会員に提供する行為であり、原則として独占禁止法上問題とならない。

(4) 以上から、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

相談事例6 商品の安全性について、事業者団体が自主認証を行い、推奨マークを付与する取組

事業者団体が、希望する会員を対象に、当該会員が販売する商品の安全性能を認証し、一般消費者に推奨するマークを付与する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#自主認証基準、#推奨マーク、#一般消費者の生命・身体の保護及び安全の確保、
#商品の安全性能

1 相談者

X協会（商品Aの製造販売業者を会員とする事業者団体）

2 相談の要旨

(1) X協会は、商品Aの製造販売業者を会員とする事業者団体である。また商品Aのうちの商品aを我が国で製造販売する事業者の過半がX協会に加入している。

(2) 商品Aは、直接、人の身に着けて使用することにより、人の生命・身体の保護及び安全の確保をするための商品である。商品Aは、事故時の危険の程度が異なることから、利用場面に応じて備えるべき仕様・性能に違いがある。

商品Aのうちの商品aは、一般消費者が日常生活等において輸送用機械器具Bを利用する際に身に着けて用いる商品であり、一定程度の安全性能が必要とされるものである。商品Aには、他にも、異なる利用場面に応じて、商品aより安全性能が低い商品や、商品aより安全性能が高い商品が流通している。

商品aを含む商品Aは、全国で販売されている。一般消費者が輸送用機械器具Bを利用する際に、商品aよりも安全性能が低い商品Aを使用することは危険であり、このようなものは商品aに代替しない。

また、商品aより安全性能が高い商品Aは、商品aと形状及び価格帯が異なるため、これを一般消費者が輸送用機械器具Bを利用する際に用いることは想定されず、代替性は限られている。

一般消費者は、商品aを選択する際、安全性能のほか、価格及びデザインも重視している。

(3)ア 近年、一般消費者が輸送用機械器具Bを利用する場面において、生命・身体の保護及び安全の確保への関心が高まったため、商品aを新たに購入し使用を始める一般消費者が増加している。国内における商品aの製造販売市場において、X協会会員のシェアは過半を占めているが、需要の増加に伴い、同市場への新規参入事業者（輸入事業者を含む。以下同じ。）の数が増加傾向にある。

また、商品 a の小売市場においては、従来、主に輸送用機械器具 B の専門店が供給を担っていたが、需要増加に伴い、全国の大規模小売店、インターネット上の各種小売店等が相次いで商品 a の供給を開始したり、取扱量を増やしたりしている。

イ(7) 商品 a の安全性能を評価するには、商品 a の知識及び一定の安全性能評価試験が必要であり、一般消費者が特定の商品 a の安全性能を評価することは困難である。また、商品 a には法令による安全基準及び販売規制がない。そこで、商品 a の製造販売業者及び流通業者は、商品 a を販売する際、民間機関が設定した規格、外国の法令が定める基準等、第三者による基準・規格等（以下「第三者規格」という。）に適合している旨を表示することが多い。第三者規格の中には、事業者及び一般消費者に普及している有力なものが複数ある。

(4) しかしながら、X 協会が調査したところによると、現在市場で販売されている商品 a の中には、一般消費者が日常生活等において輸送用機械器具 B を利用する際に身に付けて用いるのに相応の安全性能を満たさないものや、実際には異なるにもかかわらず、あたかも第三者規格に適合している安全な商品であるかのように、誤解を招く表示が付されたものがあつたとのことであり、X 協会は、このような商品が販売されている状況は、一般消費者の安全及び合理的な商品選択を妨げるおそれがあると考えている。

(4) そこで X 協会は、会員が製造販売する商品 a について、①一般消費者が、日常生活等において輸送用機械器具 B を利用する際に身に付けて用いるのに相応の安全性能を備えていることを確認し、安心して購入できるようにするため、個々の一般消費者の安全上のニーズに合った合理的な商品選択に資する情報を提供すること及び②消費者安全の向上のため、X 協会が行う商品 a の普及啓発等の活動の費用を捻出することを目的として次の取組（以下「本件取組」という。）を検討している。

ア X 協会が、商品 a の安全性能について、客観的、明確かつ一般的な内容の認証基準（以下「本件認証基準」という。）を定めて、公表する。

イ X 協会は、会員が希望すれば、会員が製造販売する商品 a について、本件認証基準に適合しているか否かを、会員が提出する仕様書、試験結果等の書類に基づいて審査を行う。審査の結果、当該商品が本件認証基準に適合しているものと認められた場合には、X 協会がこれを証し、一般消費者に推奨することを示すマーク（以下「本件マーク」という。）を付与する。

ウ X 協会は、会員が希望する場合には本件マークのラベルを 1 枚数円程度の価格で販売する。会員は同ラベルを商品 a に貼付して販売することができる。X 協会は本件マークのラベルの売上げを、商品 a の使用促進、本件マーク及び有用な第三者規格の普及啓発活動の費用に充てる。

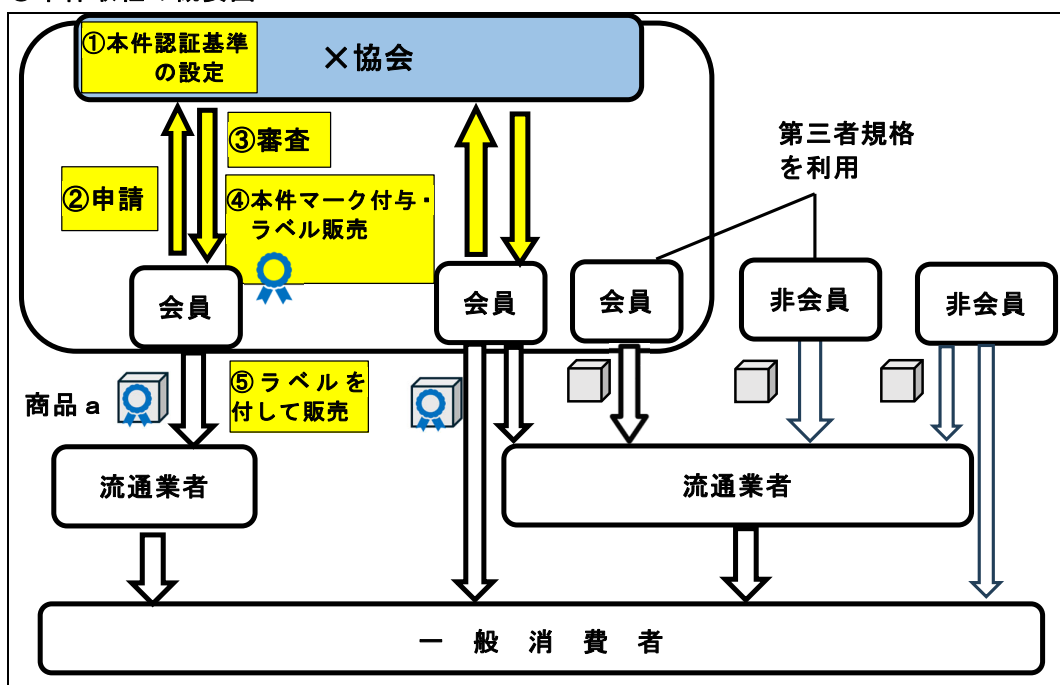
エ X 協会は、会員から希望があれば、会員が製造販売する商品 a が本件認証基準

に適合しているかについて特段の制限を設けることなく速やかに審査し、審査に当たっては正当な理由なく差別的運用をすることはないとしている。他方、非会員は本件取組の対象外である。

オ X協会は、会員に対し、本件認証基準及び本件マークの利用を強制せず、第三者規格を利用することを制限することもない。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

○本件取組の概要図



3 独占禁止法上の考え方

(1) 事業者団体が、例えば、環境の保全や安全の確保等の社会公共的な目的に基づく必要性から、品質に係る自主規制等や自主認証・認定等の活動を行う場合がある。このような活動については、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多いが、一方、活動の内容、態様等によっては、多様な商品又は役務の開発・供給等に係る競争を阻害することとなる場合もあり、法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に違反するかどうかが問題となる。また、自主規制等や自主認証・認定等の形をとっていても、当該活動により市場における競争を実質的に制限することがあれば、法第8条第1号の規定に違反する。

このような活動の法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に係る競争阻害性の有無の判断について、自主規制等や自主認証・認定等に関しては、以下の基準から判断される。

その競争阻害性の有無については、

- ・ 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか
- ・ 事業者間で不当に差別的なものではないか

の判断基準に照らし、

- ・ 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のも
のか

の要素を勘案しつつ、さらに、以下の点が考慮される。

- ・ 自主認証・認定等の利用について、事業者団体が自主認証・認定等の利用を
構成事業者に強制しないか
- ・ 事業者にとって自主認証・認定等を受けなければ事業活動が困難な状況にお
いて、事業者団体が特定の事業者による自主認証・認定等の利用について正当
な理由なく制限しないか

(事業者団体ガイドライン第2-7種類、品質、規格等に関する行為、(1) 種類、
品質、規格等の制限行為、(2) 自主規制等、自主認証・認定等)

(2) 前記2(2)のとおり、本件取組の対象となる商品 a を含む商品 A は全国で販売されて
いる。また、商品 A のうち、商品 a よりも安全性能が低いものは商品 a に代替し
ない。また、商品 A のうち商品 a より安全性能が高いものは、商品 a と形状及び価
格帯が異なるため、代替性は限られる。したがって、本件取組は、全国における商
品 a の製造販売市場における現在又は将来の競争に影響を与える可能性があると思
えられるため、当該市場に与える影響について検討する。

(3)ア 本件取組は、自主的に本件認証基準を策定し、会員が希望する場合にのみ、任
意に認証する取組であるところ、

(7) X協会は、会員が販売する商品 a の価格・数量・取引先又は種類・品質、規
格、販売方法等の競争手段を制限しないこと

(4) 認証を受けた会員のうち希望者は、本件マークのラベルを購入するが、その
代金は1枚数円程度と極めて安価であり、ラベル代金が商品 a の販売価格に転
嫁されたとしても、販売価格に占めるラベル代金の割合は非常に小さいことか
ら、会員の販売価格にほとんど影響しないと考えられること

(7) 商品 a の小売業者は、本件取組後も、本件マークの有無にかかわらず、一般
消費者のニーズに合った安全性能、価格及びデザインの商品 a を品揃えする必
要があり、一般消費者は好みの商品 a を選択できること

から、競争手段を制限し、需要者の利益を不当に害するものでないと考えられる。

イ 本件取組で策定する本件認証基準の内容は客観的、明確かつ一般的に定められ
ることから、特定の商品、仕様又は第三者規格を不当に排除するものではなく、
X協会は、審査に当たって正当な理由なく特定の会員に差別的な運用をすること

もないと考えられる。

ウ 本件取組の目的は、一般消費者の合理的な商品選択に資する情報を提供すること及び消費者安全の向上のため商品 a の普及啓発等の活動に係る費用を捻出することであり、いずれも正当な目的であって、本件取組の内容は当該目的のために合理的に必要とされる範囲内のものであると考えられる。

エ 本件取組では、会員は、本件認証基準又は本件マークの利用を強制されず、会員は、引き続き自由に第三者規格を利用して、商品 a の販売を行うこともできる。

オ 本件取組は、会員に限定して行う取組であるところ、今後、本件認証基準が特に有力な規格となり、本件マークを付した商品 a でなければ販売することが一般に困難な状況となった場合には、本件認証基準の利用を会員のみを制限することは、非会員の商品 a の製造販売分野における事業活動を困難にさせるおそれがある。

しかしながら、現状においては、

(7) X協会の会員の製造販売市場におけるシェアは過半を占めているとはいえ、商品 a に係る需要が拡大し、新規参入事業者の数が増え、競争が活発化していること

(f) 複数の有力な第三者規格が存在し、非会員が利用可能であること

(g) 一般消費者は商品 a について、安全性能に加え価格及びデザインも重視しており、一般消費者向けに広く販売している小売業者が販売している多様な商品 a から、好みのものを探して購入できる状況にあること

(h) 非会員の X協会への加入が不当に制限されているものでもないことを踏まえると、直ちに非会員の商品 a の製造販売分野における事業活動を困難にさせるおそれがあるとはいえないと考えられる。

(4) 以上から、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

相談事例 7 燃料の製造販売業者を会員とする団体が主導する、温室効果ガスの排出量削減に寄与する新たな輸送用機械向け燃料の先行導入のために行われる、当該燃料の共同生産等の実施【グリーン社会の実現に向けた事業者等の取組に関する相談】

燃料の製造販売業者を会員とする団体が、温室効果ガスの排出量を大幅に削減するという特徴を有する新たな輸送用機械向け燃料の普及を目的として、団体主導で、会員が共同で行う、当該燃料の将来の円滑な導入拡大に向けた製造から流通に至るまでの課題の発見及び検証の機会として位置付けられる先行導入のため、当該燃料の共同生産等を実施する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#共同生産、#グリーン社会の実現、#新燃料製造・流通のための課題検証、#発展段階の市場

1 相談者

X協会（燃料Aの製造販売業者を会員とする団体）

2 相談の要旨

(1) X協会は、輸送用機械向け燃料として主に流通している燃料Aの製造販売業者を会員とする団体であり、日本国内で流通する燃料Aのほぼ全てはX協会の会員によって製造されている。

(2) 輸送用機械向け燃料業界においては、カーボンニュートラル化⁶を推進するとともに、エネルギーの安定供給を図る必要性が高まっており、この解決策の一つとして、燃料Aの一種として位置付けられる、輸送用機械向け燃料a（以下「燃料a」という。）の活用が新たに検討されている。

燃料aは、温室効果ガス⁷の排出量を大幅に削減し、カーボンニュートラル化に資するという点で、グリーン社会の実現に有用な燃料であるが、一方で、以下のような特徴を有している。

- ・ 安全性の確保のため、輸送用機械が燃料aの使用に対応している必要がある。なお、燃料aに対応した輸送用機械は既に日本国内で流通している。
- ・ 輸送用機械が燃料aに対応している場合、燃料Aと燃料aは使用燃料として代替し得るものではあるが、輸送用機械向け燃料として主に流通している燃料Aと

⁶ カーボンニュートラルとは、「人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれ」ることをいう（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）第2条の2）。

⁷ 温室効果ガスとは、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素等の総称をいう（「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）第2条第3項）。

比較して、燃料 a は一定程度燃費効率が低下し需要者が燃料購入に費やす費用も高くなる。

- ・ 既存の燃料 A の製造設備等では製造することができず、新たな製造設備等が必要になる。

- (3) 日本国内において、燃料 a に対応した輸送用機械は既に流通しているが、燃料 a は、輸送用機械向け燃料としていまだ商用化の段階に至っていない。

前記(2)のような特徴を有する燃料 a の商用化を実現するためには、実際の製造及び流通段階における課題の発見及び検証による知見の蓄積が必要である。しかし、輸送用機械向け燃料業界で燃料 a に係る知見が不足しており、また、燃料 a の製造に当たっては巨額の設備投資を要することから、燃料 A の製造販売業者が単独で取り組むには難しい状況にある。

なお、グリーン社会の実現に有用な輸送用機械向けの燃料としては、燃料 a のほか、様々なエネルギー源の燃料が既に日本国内で流通している。

- (4) そこで、X 協会は、燃料 a の将来の円滑な導入拡大のために、自らが主導して、燃料 A の製造販売業者である会員の任意の協力を得て、特定の地域において、会員が共同で行う、燃料 a の製造から流通に至るまでの課題の発見及び検証の機会として位置付けられる先行導入を実施すること（以下「本件取組」という。）を検討している。具体的な先行導入のスキームは、以下のとおりである。

ア 先行導入の実施期間は、約 2 年間とする。燃料 a の製造・流通により、その製造・販売設備等に何らかの影響が生じるとした場合、その影響は製造・流通後直ちに顕在化するものではなく、1 年以上の期間経過をもって顕在化する場合もあると考えられるところ、燃料 a の製造・流通における課題を適切に検証するためには、最低でも約 2 年間の期間が必要となるからである。

イ 会員間の協議を踏まえて X 協会が決定した燃料 a の製造方式に従い、会員が共同して設備投資を行った製造設備を用いて特定の会員が燃料 a の製造を担当することにより、燃料 a の共同生産を行う。会員は、共同生産された燃料 a を、同一の単価による費用を負担した上で各自で引き取り、その後の保管や輸送、販売に至るまでの過程も各自で実施する。

なお、燃料 a の共同生産コストは、燃料 a を流通業者や一般消費者等に販売するまでに要する総コストの大部分を占める。

ウ 会員は、燃料 a を流通業者や一般消費者等に販売するに当たり、その販売価格を各自で自由に決定する。X 協会は、会員の燃料 a の販売価格に関する情報を他の会員に提供しない。

エ 会員は、燃料 a の取扱量を各自で自由に決定する。X 協会は、会員の燃料 a の取扱量に関する情報を他の会員に提供しない。

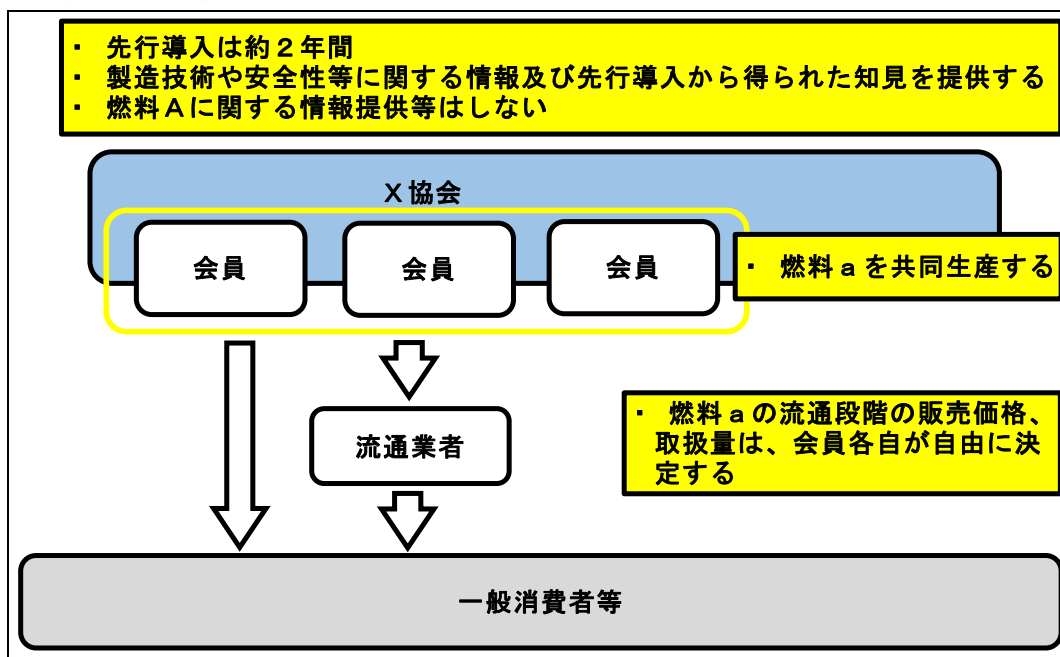
オ 先行導入の期間終了後においては、燃料 a の共同生産を終了し、会員は、先行導入から得られた知見を活用し、燃料 a の製造や販売等について、各自で自由に決定し、単独で取り組むこととする。

カ X 協会は、先行導入に参加した会員が、途中で脱退することを制限しない。また、X 協会は、X 協会の会員でない事業者から、先行導入への参加を希望する旨の申出を受けた場合には、先行導入に要する費用の分担を求めるものの、合理的な理由なく申出を拒否しない。

なお、X 協会は、会員に対して、燃料 a に関する先行導入に必要な製造技術や安全性等に関する情報及び先行導入から得られた知見の提供は行うものの、会員の燃料 A の製造や販売等に関する決定、又は、これらの事業行動の予測を可能にするような情報を他の会員に提供することはない。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

○本件取組の概要図



3 独占禁止法上の考え方

(1)ア 本件取組は、事業者団体が主導して、会員間で燃料 a の先行導入のための共同生産を行うものであることから、このような事業者団体の行為により市場における競争を実質的に制限する場合には、独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反する。

イ 共同生産は、事業者が単独で行うよりも効率的な生産を可能とし温室効果ガス削減につながる場合があるほか、温室効果ガスを大幅に削減する生産設備への転

換を促す場合もある。また、温室効果ガス削減に資する製品の供給量を拡大することを目的として実施されることもあり、グリーン社会の実現に貢献することが期待される。共同生産は効率的な生産を可能とするものであり、競争促進効果を有することから、独占禁止法上問題なく実施することができる場合もあるが、共同生産によって、当該共同生産の対象商品の販売市場における競争が実質的に制限される場合、独占禁止法上問題となる。

共同生産に係る独占禁止法上問題となるか否かの検討に当たっては、まず、競争制限効果の有無について、以下の点を考慮して検討が行われる。

- (7) 販売市場における共同生産への参加者の市場シェア
- (イ) 共同生産の対象商品の供給に要するコストに占める共同生産のコストの割合
- (ロ) 当該商品の販売分野における独立した活動の状況(価格や数量等の情報交換・共有を行わないこと)
- (ニ) 共同生産への参加が自由で制限されていないか

そして、競争制限効果がない場合は独占禁止法上の問題とはならず、競争制限効果が認められる場合は、取組の目的の合理性及び手段の相当性を勘案しつつ、当該取組から生じる競争制限効果及び競争促進効果について総合的に考慮して、競争の実質的制限を生じさせるものであるか否かを判断することとなる(グリーンガイドライン第1の3(2)イ(カ)「共同生産及びOEM」)。

- (2) 本件取組は、事業者団体が主導して、燃料aの販売に関して競争関係となる会員間で燃料aの先行導入のための共同生産を行うものであり、燃料aの製造販売市場における現在又は将来の競争に影響を与える可能性があると考えられる。

また、輸送用機械が燃料aに対応している場合、燃料Aと燃料aは使用燃料として代替し得るものではあるが、燃料aは燃料Aと比較して一定程度燃費効率が低下し需要者が燃料購入に費やす費用も高くなると想定されることから代替性は限定的と考えられる。

これらのことから、燃料aの製造販売市場に与える影響について検討する。

- (3) 本件取組は、温室効果ガスの排出量削減に資するものであることから、グリーン社会の実現に向けた取組であることが認められる。以下、これを前提に検討する。

ア 前記2(3)のとおり、燃料aはいまだ商用化の段階に至っておらず、その市場が形成されているとまではいえないものの、本件取組は、

- (7) 日本国内のほとんど全ての燃料Aを製造しているX協会の会員が参加して燃料aの共同生産を実施することになるため、燃料aの製造販売市場における会員の市場シェアは、相当程度高くなることが想定されること
- (イ) 燃料aの共同生産コストは、燃料aを流通業者や一般消費者等に販売するまでに要する総コストの大部分を占め、コスト共通化割合が高いこと

といった事情が存在するとはいえ、

- (ウ) X協会の会員は、燃料aを流通業者や一般消費者等に販売するに当たり、その販売価格や取扱量を各自で自由に決定し、X協会は他の会員の販売価格や取扱量に関する情報提供を行わないこと
 - (エ) X協会は、本件取組に参加した会員が途中で脱退することを制限せず、また、X協会の会員でない事業者から、本件取組への参加を希望する旨の申出を受けた場合には、本件取組に要する費用の分担を求めるものの、合理的な理由なく申出を拒否しないこと
 - (オ) 本件取組の実施期間が必要最低限の約2年間に限定されていること
 - (カ) 本件取組の実施期間後は、X協会の会員が、本件取組から得られた知見を活用し、燃料aの製造や販売等について、各自で自由に決定し、単独で取り組むこととされていること
 - (キ) 燃料Aのほか、様々なエネルギー源の燃料による競争圧力も存在することも考慮すれば、本件取組の競争制限効果はあるとしても限定的であると考えられる。
- イ そして、本件取組は、グリーン社会の実現に資する燃料aの商用化を目指して行うものであり、目的の合理性が認められ、それに向けて1社が単独で取り組むには難しい状況であることから、X協会が主導して、会員共同の取組として行う相当性も認められる。
- これを踏まえ、本件取組には、燃料aの商用化の契機となり、新たな技術や優れた商品を生み出すなどの競争促進効果も期待できる。
- ウ これらを総合的に考慮すると、本件取組は、燃料aの製造販売市場における現在又は将来の競争を実質的に制限するものではないと考えられる。

(4) 以上から、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

なお、本件取組は、日本国内で流通する燃料Aのほぼ全てを製造しているX協会の会員が関与して行われることを踏まえ、X協会は、本件取組を行うことを契機として、会員が燃料Aの製造販売市場における競争を実質的に制限する行為を行うことのないよう、会員に対して、他の会員の燃料Aの製造や販売等に関する決定、又は、これらの事業行動の予測を可能にするような情報提供を行わないことについて徹底する必要がある。

相談事例8 事業者団体による、会員による需要者への営業方法の適正化に向けた指針を作成する取組

オフィス向け商品の製造販売業者等を会員とする団体が、会員の知的財産の保護、労務費の適切な負担及び労働環境の是正を目的として、会員による需要者への営業方法の適正化に向けた抽象的な推奨事項を示す指針を作成する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#営業方法に係る指針の策定、#人材確保、#価格転嫁対策、#知的財産の保護、#労務費の適切な負担、#労働環境の改善

1 相談者

X協会（オフィス向け商品Aの製造販売業者等を会員とする団体）

2 相談の要旨

(1) X協会は、オフィス向け商品Aの製造販売業者等を会員とする団体である。国内のオフィス向け商品Aの売上高に占めるX協会の会員の売上高の割合は約80パーセントである。

(2) オフィス向け商品Aは、オフィスで業務を行うために必要な商品であり、置かれるオフィスのレイアウト、そのオフィスで働く従業員の働き方、生産性にも関わるものである。

オフィス向け商品Aの需要者は、多くの場合、オフィス向け商品Aの購入先をコンペティション方式⁸（以下「コンペ」という。）で選定する。X協会の会員は、コンペ主催者である需要者に対して、当該需要者向けにカスタマイズした上でオフィス向け商品Aの配置・レイアウトのデザイン等に係る提案書の作成も行っており、当該提案書には、X協会の会員の知的財産として保護されるべきデザインやノウハウも多数盛り込まれている。コンペ主催者である需要者は、オフィス向け商品Aの購入先について、価格及び当該提案内容の両面から選定を行っている。

また、オフィス向け商品Aの需要者は、オフィス向け商品Aの納入日時に土日や深夜を希望することが多い。

(3) X協会の説明によれば、オフィス向け商品Aの営業活動における慣行について、以下のような課題があるとのことである。

ア X協会の会員は、コンペに参加する際、知的財産として保護されるべき自社の

⁸ 仕事を発注する際に、受注を希望する複数の事業者から提案を募り、それらの提案内容を見た上で応募者の中から発注先を決める方式。

デザインやノウハウを提案書に多数盛り込み、コンペ主催者である需要者へ提供している。しかし、多くの場合、これらのデザインやノウハウは、コンペの結果にかかわらず、コンペ主催者である需要者が、提案者であるX協会の会員に無断で、提案書の内容の中から無償で自由に利用できる状況となっているものの、X協会の会員は、コンペに参加するために当該状況をやむなく受け入れている。

イ X協会の会員は、コンペ参加時の提案書の作成に当たり、オフィス向け商品Aの配置・レイアウトのデザイン等に係る提案を盛り込む必要があるため、社内又は社外のデザイナーを関与させ、それに対する費用も支払っている。しかし、多くのコンペにおいては、コンペに参加するための費用はコンペ主催者である需要者に請求しないことが参加するための条件とされており、当該条件につき交渉の余地もないところ、X協会の会員は、コンペに当選した場合はコンペ参加時の提案書を踏まえたより詳細な提案書を作成することとなるため、その作成費用に、コンペ参加時の提案書の作成に要したデザイナーの労務費等も含めて需要者に請求できるが、コンペに落選した場合は、コンペ参加時の提案書の作成費用を需要者に請求できる機会がなく、提案書の作成に要したデザイナーの労務費等を自己負担せざるを得ない状況にある。特に、昨今ではコンペで購入先を選定する需要者が急増しており、X協会の会員の負担は増大傾向にある。

ウ 一般に、オフィス向け商品Aの納入等は、需要者の希望により休日や深夜に行われることが多い。その結果、X協会の会員においては、従業員の深夜労働や休日出勤が常態化しているところ、このような慣行は就職先としてオフィス向け商品A業界自体が敬遠される要因にもなっており、人材確保が困難になっていることにもつながっている。

(4) X協会は、前記(3)の営業活動における慣行の課題の改善に資するようにするため、会員による需要者に対するオフィス向け商品Aに係る営業方法において推奨される事項を示す以下の内容の指針（以下「本件指針」という。）を策定し、会員に周知して参照してもらうこと（以下「本件取組」という。）を検討している。

ア コンペに提出した提案書に盛り込んだデザインやノウハウの適切な保護

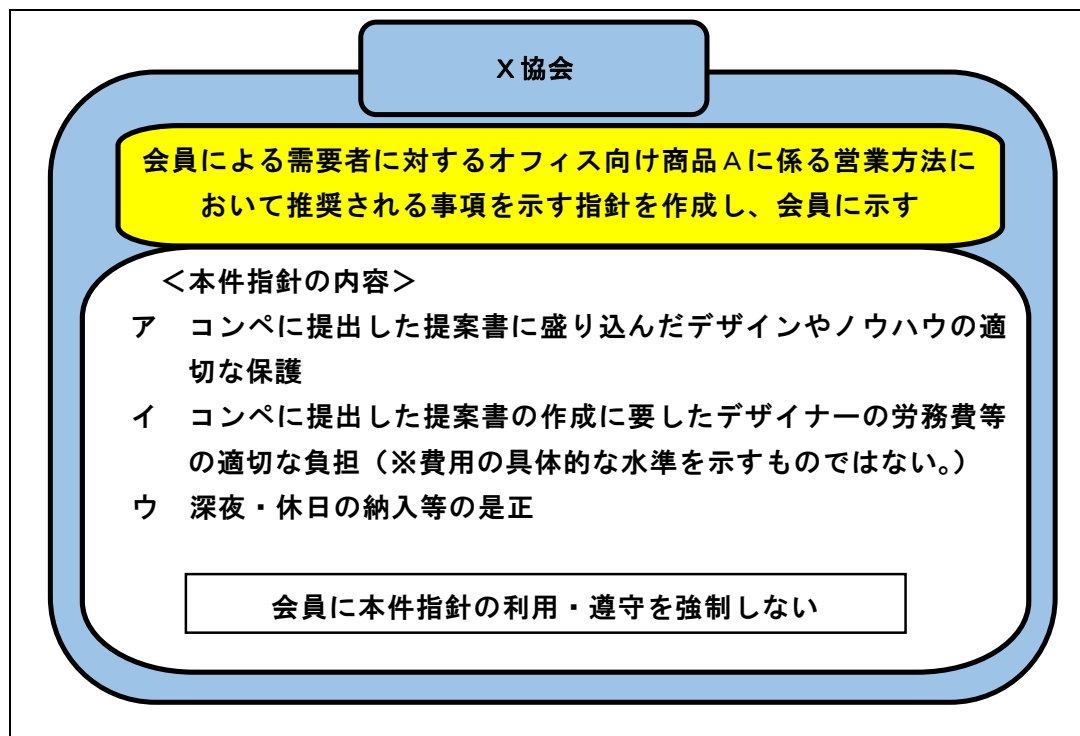
イ コンペに提出した提案書の作成に要したデザイナーの労務費等の適切な負担（※費用の具体的な水準を示すものではない。）

ウ 深夜・休日の納入等の是正

本件指針の利用の要否は会員各社が任意に判断するものとし、X協会は、本件指針の利用・遵守を会員に強制しない。会員は、本件指針を利用する場合でも、営業活動における慣行の適正化を目指して、需要者との間で、取引実態に応じた交渉を個別に行う。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

○本件取組の概要図



3 独占禁止法上の考え方

(1) 営業の種類、内容、方法等に関する自主的な基準・規約等を設定し、その周知・普及促進を行い、又はその利用・遵守を申し合わせ、若しくは指示・要請する等の活動を行う場合、当該活動は事業者団体ガイドライン第2-8(2)に規定される「自主規制等」に当たる。事業者団体が社会公共的な目的又は労働問題への対処のため営業の方法等に係る自主規制等の活動を行うことについては、独占禁止法上の問題を特段生じないものも多い。

一方、活動の内容、態様等によっては、多様な営業の種類、内容、方法等を需要者に提供する競争を阻害することとなる場合もあり、独占禁止法第8条第3号、第4号及び第5号の規定に違反するかどうか問題となる。

このような活動の独占禁止法第8条第3号、第4号又は第5号の規定に係る競争阻害性の有無の判断については、以下の基準から判断される。

- ・ 競争手段を制限し需要者の利益を不当に害するものではないか
- ・ 事業者間で不当に差別的なものではないか

の判断基準に照らし、

- ・ 社会公共的な目的等正当な目的に基づいて合理的に必要とされる範囲内のも

のか

また、自主規制等の遵守については、構成事業者の任意の判断に委ねられるべきであって、事業者団体が自主規制等の遵守を構成事業者に強制することは、一般的には独占禁止法上問題となるおそれがある(事業者団体ガイドライン第2-8(2)(自主規制等))。

(2) 本件取組は、オフィス向け商品Aに係る営業方法についての指針を策定し、会員に周知するものであることから、オフィス向け商品Aの販売市場における現在又は将来の競争に影響を与える可能性があると考えられるため、当該市場に与える影響について検討する。

(3) 本件取組は、事業者団体がその会員に対し、その営業活動において推奨される事項を示すものであり、事業者団体による自主規制等の活動であるところ、

ア 本件指針は、会員に対し、価格や取引条件に関する基準を具体的に示したのではなく、会員による需要者への営業方法の適正化に向けた抽象的な推奨事項を示したものにすぎず、また、会員と需要者との間の個別具体的な取引条件は、各会員が独自に検討し、個別交渉により決定するものであることから、本件取組は、会員の競争手段を制限し、需要者の利益を不当に害するものではないこと

イ 本件指針は、全ての会員が同等に参照して利用の要否を判断可能なものであり、会員間で不当に差別的な内容を含むものではないこと

ウ 本件取組は、会員の知的財産(デザイン・ノウハウ)を適切に保護し、デザイナー等の労務費の適切な負担を促し、会員の従業員等の労働環境を是正することを目的とするものであり、これらはいずれも正当な目的に基づくものであること

エ 本件指針が対象とする事項は、いずれも前記ウの正当な目的に関わる営業方法の範囲に限られており、会員による需要者に対する営業方法を不必要に広範に制限するものではなく、前記ウの正当な目的に基づいて合理的に必要なとされる範囲内のものであること

オ X協会は、本件指針の利用・遵守を会員に強制しないこと

から、本件取組は、会員の機能又は活動を不当に制限するものではない。

(4) 以上から、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

相談事例9 事業者団体による、会員の取引先事業者の団体に対し物流効率化について 理解を求める文書の作成及び周知を行う取組

金属素材の製造販売業者等を会員とする団体が、物流の2024年問題の解消と物流効率化の促進に向けて、着荷主に荷待ち時間の短縮等の理解を求めるための文書を作成し、会員の取引先事業者（着荷主）が加盟する団体に対し、同団体の会員に周知を依頼する取組について、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

#取引条件明確化のための活動、#物流の2024年問題対策、#団体要請文の作成、
#物流効率化、#着荷主団体への協力要請

1 相談者

X協会（金属素材Cの製造販売業者等を会員とする団体）

2 相談の要旨

(1) X協会は、金属素材Cの製造販売業者等を会員とする団体である。金属素材Cの製造販売市場におけるX協会の会員のシェアは80パーセントを超える。

(2) 金属素材Cは、生活用品、工業用品、機械、建設資材等様々なものに使用されている素材である。

X協会の会員である金属素材Cの製造販売業者等は、製品を製造してから取引先事業者に届けるまでの物流全体を総合的に担う物流事業者との間で運送契約を締結し、同物流事業者を通じて、自社の取引先事業者へ金属素材Cを納品している。この輸送に関し、会員は発荷主となり、取引先事業者は着荷主となる。輸送費用については、発荷主が物流事業者に対して支払を行っており、発荷主は、着荷主に対し、当該輸送分の費用を製品代金に含めて請求を行っている。

(3)ア 令和6年（2024年）4月の働き方改革に関する法律の施行に伴う輸送能力の低下等の問題（以下「物流の2024年問題」という。）に対応するため、物資の流通の効率化に関する法律（平成17年法律第85号。）が改正され、令和7年4月から施行されている（以下「改正物効法」という。）。

改正物効法では、着荷主には荷待ち時間等の短縮を図るための措置を講ずる責務があること⁹等が定められている。

イ X協会の説明によれば、物流の効率化を実現するためには着荷主の協力も必要

⁹ 改正物効法 第37条第4項等

不可欠であるが、金属素材Cに係る物流においては、着荷主が、発荷主に対し短納期オーダー等を指示し、これを受けて発荷主が物流事業者へドライバー・貨物車の緊急手配、有料道路の利用等による納期短縮を指示するという非効率な運送方法を余儀なくされているという現状にあるとのことである。

X協会の説明によれば、X協会や同協会の会員の金属素材Cの製造販売業者（発荷主）は、会員の取引先事業者（着荷主）に対し、これまで物流の効率化に関する理解を求めてきたものの、上記のような現状が改善されるには至っておらず、会員の取引先事業者（着荷主）の協力は十分に得られていない状況とのことである。

(4) そこで、X協会は、物流の2024年問題の解消と物流効率化の促進に向けて、着荷主に荷待ち時間の短縮等の理解を求める以下の内容の文書（以下「本件文書」という。）を作成し、これを会員の取引先事業者（着荷主）が加盟する複数の団体に対して送付し、その傘下会員に本件文書の内容を周知するよう依頼すること（以下「本件取組」という。）を検討している。

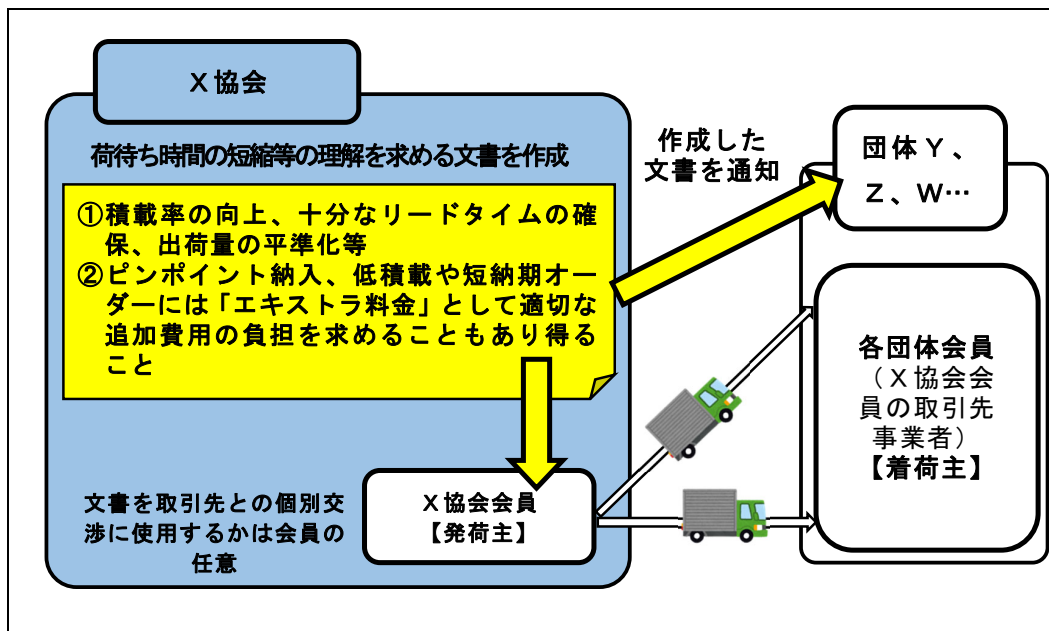
① 積載率の向上、十分なリードタイムの確保、出荷量の平準化等について理解を求めること

② ピンポイント納入、低積載や短納期オーダーには「エキストラ料金」として適切な追加費用の負担を求めることもあり得ることについて理解を求めること
なお、この追加費用の請求をする場合の当該追加費用の具体的な水準は記載しない。

(5) X協会は、会員が取引先事業者との間の金属素材Cに係る取引の交渉の場において、本件文書を利用するか否かについては会員の任意とし、本件文書には、「具体的な取引条件の交渉については、会員事業者が独自に検討の上、実施します。」との文言を記載している。

本件取組は、独占禁止法上問題となるか。

○本件取組の概要図



3 独占禁止法上の考え方

- (1) 事業者団体が、構成事業者が供給し、若しくは供給を受ける商品若しくは役務の価格を決定し、又はその維持若しくは引上げを決定し、これにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することは、独占禁止法第8条第1号の規定に違反する。また、市場における競争を実質的に制限するまでには至らない場合であっても、このような決定を行うことは原則として独占禁止法第8条第4号の規定に違反する（事業者団体ガイドライン第2-1-1（価格等の決定））。

一方、事業者団体による適正取引の推進を要請する文書については、会員事業者の窮状を訴え、適正な取引についての理解を求める内容の文書であって、会員事業者の任意の判断において取引先に配布されるものである限り、直ちに独占禁止法上問題となるものではない。

- (2) 本件取組は、金属素材Cの運送条件等に係る要請文書を作成し、会員の取引先事業者（着荷主）の加盟する団体を通じて会員の取引先事業者に周知することから、金属素材Cの製造販売市場における現在又は将来の競争に影響を与える可能性があると考えられるため、当該市場に与える影響について検討する。
- (3) 本件取組は、金属素材Cの製造販売分野におけるシェアの8割超を会員が有するX協会によるものであるところ、需要者が金属素材Cを購入する際、その運送条件は、購入先選択の要素となり得る。

しかしながら、本件取組については、

ア 本件文書における前記2(4)①の記載は、荷待ち時間等の短縮を図るための措置を講ずるという着荷主の責務を、取引先事業者（着荷主）の加盟する団体に対して、「十分なりードタイムを確保すること」といった内容で抽象的に示すにとどまり、運送条件に係る具体的な価格等の重要な競争手段に関する情報を示すものではないこと

イ 本件文書における前記2(4)②の記載には、「ピンポイント納入、低積載や短納期オーダーには「エキストラ料金」として適切な追加費用の負担をお願いすることもあり得ることについて理解を求める」といった、X協会の会員（発荷主）と取引先事業者（着荷主）の間における具体的な交渉を想起させるような表現が見受けられる。しかし、当該記載は、前記2(3)イのとおり、物流の2024年問題に関して、着荷主による短納期オーダー等の指示を受けて発荷主が非効率な運送方法を余儀なくされているという現状にあるとされることへの対応策として、金属素材Cに係る運送方法について、荷待ち時間等を短縮すべき責務を負う着荷主が、同責務に反し荷待ち時間等が増えるような対応を行った場合に会員が会員自らの判断で対応相当分に係る追加費用を求める可能性があることを示すものにすぎないこと、また、X協会の会員が「負担をお願いすること」となる追加料金の具体的な水準を示すものではないため、X協会の会員間における具体的な金額に基づく競争制限に係る共通の意思が形成されるおそれはないと考えられること

ウ X協会は、会員における本件文書の取扱いについて、会員が取引先事業者との個別交渉の場で使用するか否かについては会員の任意としていることから、本件取組は、金属素材Cの製造販売市場における競争を実質的に制限するものでも、X協会の会員の事業活動を不当に制限するものでもない。

(4) 以上から、本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

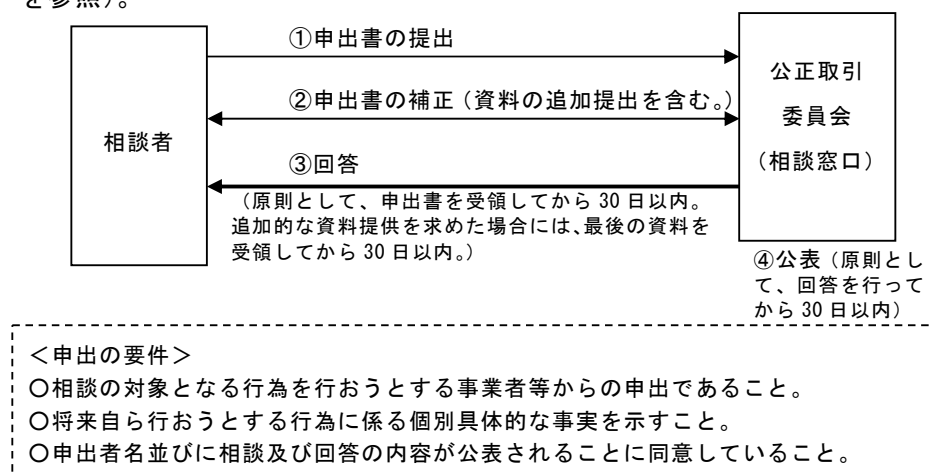
4 回答

本件取組は、独占禁止法上問題となるものではない。

参考1 <相談制度の概要>

(1) 事前相談制度による相談

公正取引委員会は、平成13年10月から事前相談制度を実施している。事前相談制度とは、申出の要件を満たした相談に対して書面により回答し、申出者名並びに相談及び回答の内容を原則公表するものである（事前相談制度の流れは下図を参照）。

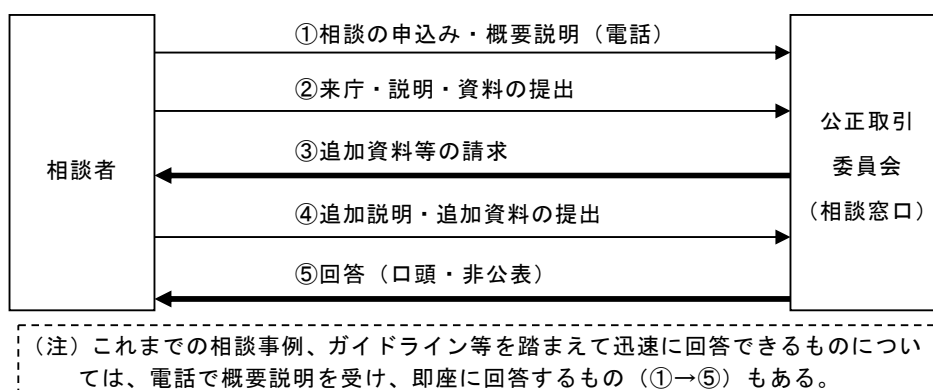


(事前相談制度) <https://www.jftc.go.jp/soudan/jizen/index.html>

(事前相談制度に係る回答) <https://www.jftc.go.jp/soudan/jizen/soudan/index.html>

(2) 事前相談制度によらない相談

公正取引委員会は、相談者の負担軽減、相談者の秘密保持等に配慮し、事前相談制度によらない相談（以下「一般相談」という。）も受け付けている。一般相談は、電話、来庁等で相談内容の説明を受け、原則として口頭で回答するもので、迅速に対応するとともに、相談内容等については原則として非公表としている（一般相談の流れは下図を参照。他の事業者等にも参考になると考えられる事案については、相談者の了解を得た上で、相談の概要を公表することがある。）。



参考2 <相談窓口一覧>

相談を希望される場合、下表に掲載されている窓口まで御連絡ください。

名 称	所 在 地	管 轄 区 域
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部 相談指導室	〒105-0001 東京都港区虎ノ門 2-2-3 虎ノ門アルセアタワー 電話：(03)3581-5481 <グリーン事前相談窓口> 電話：(03)3581-5582	茨城県・栃木県 群馬県・埼玉県 千葉県・東京都 神奈川県・新潟県 長野県・山梨県
北海道事務所 総務課	〒060-0042 札幌市中央区大通西 12 札幌第 3 合同庁舎 電話：(011)231-6300	北海道
東北事務所 総務課	〒980-0014 仙台市青葉区本町 3-2-23 仙台第 2 合同庁舎 電話：(022)225-7095	青森県・岩手県 宮城県・秋田県 山形県・福島県
中部事務所 経済取引指導官	〒460-0001 名古屋市中区三の丸 2-5-1 名古屋合同庁舎第 2 号館 電話：(052)961-9422	富山県・石川県 岐阜県・静岡県 愛知県・三重県
近畿中国四国事務所 経済取引指導官	〒540-0008 大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 電話：(06)6941-2174	福井県・滋賀県 京都府・大阪府 兵庫県・奈良県 和歌山県
近畿中国四国事務所 中国支所 総務課	〒730-0012 広島市中区上八丁堀 6-30 広島合同庁舎第 4 号館 電話：(082)228-1501	鳥取県・島根県 岡山県・広島県 山口県
近畿中国四国事務所 四国支所 総務課	〒760-0019 高松市サンポート 3-33 高松サンポート合同庁舎南館 電話：(087)811-1750	徳島県・香川県 愛媛県・高知県
九州事務所 経済取引指導官	〒812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-10-7 福岡第 2 合同庁舎別館 電話：(092)431-5882	福岡県・佐賀県 長崎県・熊本県 大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第 2 地方合同庁舎 2 号館 電話：(098)866-0049	沖縄県

参考3 <独占禁止法に関する相談件数>

令和7年度（令和7年4月から令和8年3月までの間）においては、事前相談制度による相談はなく、一般相談は4,893件であった。一般相談の内訳は、事業者の活動に関する相談が4,752件、事業者団体の活動に関する相談が141件である。

令和7年度における相談を内容別に整理すると、下表のとおりである。

相談内容別件数（企業結合に関する相談を除く。）

（単位：件）

	令和6年度	令和7年度
事前相談制度による相談	1	0
事業者の活動に関する相談	0	0
事業者団体の活動に関する相談	1	0
一般相談	6,209	4,893
事業者の活動に関する相談	5,998	4,752
○流通・取引慣行に関する相談 （うち優越的地位の濫用に関する相談）	5,675 (5,052)	4,462 (4,025)
○共同行為・業務提携に関する相談	170	167
○技術取引に関する相談	14	8
○共同研究開発に関する相談	9	9
○その他	130	106
事業者団体の活動に関する相談	211	141
合計	6,210	4,893